

会員各位

書類送付のご案内

東京税理士会日本橋支部
事務局

〒103-0013
中央区日本橋人形町 3-11-10
ホック人形町ビル 2F
T e l 03(3662)3979 F a x 03(3639)1727
mail : t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の書類をご送付させて頂きましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

◆ 研修会開催のご案内

- ◆ 12/17 DVD 研修「非上場株式の譲渡をめぐる税務の考察」
- ◆ **再案内** 11/18 日本橋支所 VIP 推進研修会 (WEB、会場)
- ◆ **再案内** 11/19 「改正電子帳簿保存法のポイント・導入とインボイス制度対応」(WEB、会場)
- ◆ **再案内** 11/24 年末調整 (会場)
- ◆ **再案内** 12/3、7 年末調整 (DVD)
- ◆ **再案内** 12/ 1 「Q & Aでわかる令和3年度税制改正の実務」(WEB、会場)
- ◆ **再案内** 雑談室開催案内 (11月、12月)

- ◆ 令和3年度中央都税事務所との協議会における税理士会からの質問・要望事項に対する中央都税事務所からの回答

- ◆ 令和3年分確定申告の早見表

連絡文書メール配信受付中です！
連絡文書のメール受取りにご協力お願いします。

- ◆ メールアドレス densihaihu@nihonbashi-tax.jp
- ◆ 件名 「連絡文書送付方法について」
- ◆ 本文 お名前、登録番号をご記入ください

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 竹 田 修
研修部長 塩 谷 満
東京税理士協同組合共催

DVD 研修会のご案内

会員の皆様、いつも研修会にご参加いただきありがとうございます。
今回は、過去東京会で開催されました研修会の、DVDの視聴による研修会を行ない
ます。新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制で申込みに締切日があり
ます。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますようお願い致します。

開催日時：12月17日（金）13時30分～16時30分

会 場：日本橋支部会議室

TEL 03（3662）3979

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-11-10 ホック人形町ビル 2F

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入れて
下さい。折り返し Fax（メール、郵送）いたします。

開催内容：【テーマ】非上場株式の譲渡をめぐる税務の考察
～同族関係者間と第三者間の取引～
（会員研修会第9回）

【講 師】税理士・調査研究部委員会相談室相談委員
苅 米 裕 氏

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03（3639）1727 支部事務局

② E メール 件名「12/17 研修会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の
上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

TEL 03（3662）3979 支部事務局

定 員： 20名（先着順）
締 切： 12月10日（金）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

☐ 会場案内図希望します。

研修参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ()	Fax 番号 ()

再案内

令和3年11月 4日

会 員 各 位
このご案内は、全会員宛となっておりますので、既にお申込を
いただいた先生へも届いてしまいますことをご容赦下さい

東京税理士会 日本橋支部
支 部 長 竹 田 修
研 修 部 長 塩 谷 満
東京税理士協同組合共催

WEB 研修会のご案内

9月13日開催予定でした東京税理士協同組合・日本生命共催 日本橋支所VIP推進研修会を下記の通りWEB研修会として開催いたします。WEB視聴が難しい会員の方は、別紙日程で綿商会館にて放映いたしますので、案内を確認の上、お申し込みくださいますよう宜しくお願い致します。

開催内容：テーマ①大切な顧問先企業を守るため、企業が抱えるリスクにどう備えるか

具体例を交え、企業のリスクマネジメントをわかりやすく解説します。

テーマ②ご自身のリスクマネジメントは大丈夫ですか？

税理士賠償責任保険の保障範囲について改めて解説します。

講 師：内山 範昭 氏 ワランティビジネスジャパン株式会社代表取締役

<研修部長よりコメント>

顧問先より難しい相談、自分でわからない取引が発生した時、どのように判断していますか？。リスクが大きそうだけど、税賠でカバーしているし、...というような心配をするのではなく、しっかりとリスク判断して決定することが重要です。具体事例も踏まえて、興味深い研修となっています。ぜひ視聴してください！！。

<WEB視聴方法>

放映期間：令和3年10月20日（水）～令和4年3月31日（木）

視聴方法：①日本橋支部ホームページのログイン（PW：TTAN）

<https://www.nihonbashi-tax.jp/>

②研修案内（画面左上）をクリック

③研修資料をクリックしてダウンロード

④研修動画をクリック（放送が開始されます。）

研修時間登録方法：

① 研修動画の視聴が終わると視聴コードが表示されます。そのコードを事務局までメール又はFAX お願いいたします。

② 研修時間の登録は、令和3年12月末及び令和4年3月末に事務局から行います。すぐに登録時間に反映されませんのでご注意ください。

WEB 研修会（会場放映）のご案内

9月13日開催予定でした東京税理士協同組合・日本生命共催 日本橋支所VIP推進研修会を下記の通りWEB研修会（会場放映）として開催いたします。案内を確認の上、お申し込みくださいますようお願い致します。

開催内容：テーマ①大切な顧問先企業を守るため、企業が抱えるリスクにどう備えるか

具体例を交え、企業のリスクマネジメントをわかりやすく解説します。

テーマ②ご自身のリスクマネジメントは大丈夫ですか？

税理士賠償責任保険の保障範囲について改めて解説します。

講師：内山 範昭 氏 ワランティビジネスジャパン株式会社代表取締役

<研修部長よりコメント>

顧問先より難しい相談、自分でわからない取引が発生した時、どのように判断していますか？。リスクが大きそうだけど、税賠でカバーしているし、というような心配をするのではなく、しっかりとリスク判断して決定することが重要です。具体事例も踏まえて、興味深い研修となっています。ぜひ視聴してください！！。

開催日時：11月18日（木）午後2時00分～午後4時00分

会場：綿商会館6階

TEL 03（3662）2251

〒103-0006 中央区日本橋富沢町8-10

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入れて下さい。折り返しFax（メール、郵送）いたします。

申込方法：①Fax 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03（3639）1727 支部事務局

②Eメール 件名「11/18 研修会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

TEL 03（3662）3979 支部事務局

定員：50名（先着順）

締切：11月11日（木）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

11月18日（木）の研修会に参加いたします。

☐ 会場案内図希望します。

研修参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ()	Fax 番号 ()

Fax 送付先（日本橋支部） 03-3639-1727

変 更

令和3年11月4日

内容の一部に訂正がございましたので、再度ご案内申し上げます。

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 竹 田 修
研修部長 塩 谷 満
東京税理士協同組合共催

第 2 回ジョイント研修会（会場型）のご案内

会員の皆様、いつも研修会にご参加いただきありがとうございます。

日本橋・京橋支部第2回ジョイント研修会を下記のとおり開催致します。新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制で申込みに締切日がございます。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますようお願い致します。

開催日時：令和3年11月19日（金）14時00分～16時30分

※この研修会はオンライン研修会の公開放送（パブリックビューイング）となります。
オンライン参加希望の方は、別紙案内を確認をお願いします。

開催内容：「改正電子帳簿保存法のポイント・導入とインボイス制度対応」

講 師：税理士 安田 信彦 氏（日本橋支部）

会 場：A P 日本橋

Tel 03 (3273) 3109
中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント 6F

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入れて下さい。折り返し Fax（メール、郵送）いたします。

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

② E メール 件名「11/19 研修会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

Tel 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員： 100名（先着順）

締 切： 11月12日（金）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

11月19日（月）の研修会に参加いたします。

☐ 会場案内図希望します。

研修参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 () Fax 番号 ()	

Fax 送付先（日本橋支部） 03-3639-1727

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
研修部長 塩谷 満
東京税理士協同組合共催

第 2 回ジョイント研修会（オンライン）のご案内

1. 日 時 **令和3年11月19日（金） 14：00～16：30**
2. 場 所 **オンライン研修会**（事務所・自宅PC及びスマートフォンにて視聴）
YouTubeによる生配信
(収録型ではございませんので、上記日時でのみの視聴となりますのでご注意ください。)
※配信される音声及び映像の録画は禁止させていただきます。
3. テーマ **改正電子帳簿保存法のポイント・導入とインボイス制度対応**
4. 講 師 **税理士 安田 信彦 氏（日本橋支部）**
5. 申込方法 ① Fax 下記の申込用紙にご記入の上、そのままお送り下さい。
FAX 送付先 支部事務局 03（3639）1727
② eメール 件名「11/19 参加」本文に別紙の内容をご記入いただき、
お送り下さい。
eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp
* お電話でも受付けております。
TEL 03（3662）3979 支部事務局
6. 視聴方法
 - ①日本橋支部ホームページのログイン（PW：TTAN）
<https://www.nihonbashi-tax.jp/>
 - ②研修案内（画面左上）をクリック
 - ③研修資料をクリックしてダウンロード
 - ④研修動画をクリック（放送が開始されます。）
7. 受講申請登録方法
研修動画の視聴が終わると視聴コードが表示されます。そのコードを事務局までメール又はFAXお願いいたします。

再案内

令和3年11月4日

このご案内は、全会員宛となっておりますので、既にお申込を
いただいた先生へも届いてしまいますことをご容赦下さい。
会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 竹 田 修
研修部長 塩 谷 満
東京税理士協同組合共催

年末調整研修会のご案内（会場型）

日本橋支部研修部から研修会開催のお知らせです。

例年通り、日本橋税務署・中央区役所担当官に年末調整についてのご説明を
お願いしますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、定員100名の事前
予約制（1事務所1名）申込みに締切日がございます。何卒ご理解のうえお申
し込みくださいますよう宜しくお願い致します。

開催日時：11月24日（水） 13:30～15:30

講 師：日本橋税務署 担当官
中央区役所 担当官

会 場：東京証券会館ホール
中央区日本橋茅場町 1-5-8

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入
れて下さい。折り返しFax（メール、郵送）いたします。

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03（3639）1727 支部事務局

② E メール 件名「11/24 研修会参加」、本文に、会員は登録番号、連絡先を、
職員は事務所名、参加人数をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

Tel 03（3662）3979 支部事務局

定 員： 100名（先着順）

締 切： 11月17日（水）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

11月24日（水）の研修会に参加いたします。

研修参加申込書

☐ 会場案内図希望します。

会 員 記 入 欄	氏名	登録番号
職 員 記 入 欄	事務所名	
連絡先 電話番号 () Fax 番号 ()		

Fax 送付先（日本橋支部） 03-3639-1727

令和3年11月4日

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 竹 田 修
研修部長 塩 谷 満
東京税理士協同組合共催

年 末 調 整 研 修 会 の ご 案 内 （ D V D 型 ）

日本橋支部研修部から研修会開催のお知らせです。

新型コロナウイルス感染症対策のため、年末調整についての説明は、会場型と支部DVD視聴型で開催いたします。支部事務局では各回定員20名の事前予約制による年末調整研修会DVD上映部分の視聴と資料配布をいたします。申込みに締切日がございます。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますよう宜しくお願い致します。

開催日時：12月 3日（金） 10:00～11:30
7日（火） 14:00～15:30

会 場：日本橋支部会議室

TEL 03 (3662) 3979

中央区日本橋人形町 3-11-10 ホック人形ビル 2F

*** 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入れて下さい。折り返しFax（メール、郵送）いたします。**

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

② E メール 件名「12/（日）にち）研修会参加」、本文に、会員は登録番号、連絡先を、職員は事務所名、参加人数をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

*** お電話でも受付けております。**

TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員： 各回20名（先着順）

締 切： 11月26日（金）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

研修参加申込書

☐ 会場案内図希望します。

会 員 記 入 欄	氏名	登録番号
職 員 記 入 欄	事務所名	
連絡先 電話番号 () Fax 番号 ()		
※参加ご希望日に○を付けて下さい。 12月 3日（金） 12月 7日（火）		

Fax 送付先（日本橋支部） **03-3639-1727**

変 更

令和3年11月4日

オンライン研修会の公開放送をすることになりましたので、
再度ご案内申し上げます。

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 竹 田 修
研修部長 塩 谷 満
東京税理士協同組合共催

研 修 会 の ご 案 内 （ 会 場 型 ）

7月27日開催予定でした宮森 俊樹先生の研修会は、下記の通り日程を変更して、改めてご案内致します。新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制で申込みに締切日がございます。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますよう宜しくお願い致します。

開催日時：令和3年12月 1日（水）午後2時00分～午後5時00分

開催内容：「Q & Aでわかる令和3年度税制改正の実務」

講 師：税理士 宮森 俊樹 氏

会 場：A P 日本橋

TEL 03 (3273) 3109

中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント 6F

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入れて下さい。折り返しFax（メール、郵送）いたします。

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

② E メール 件名「12/1 研修会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員： 100名（先着順）

締 切： 11月24日（水）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

12月1日（水）の研修会に参加いたします。

研修参加申込書

☐ 会場案内図希望します。

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ()	Fax 番号 ()

会 員 各 位

Fax 送付先（日本橋支部）

03-3639-1727

研修会（オンライン）のご案内

1. 日 時 令和3年12月 1日（水）午後2時00分～午後5時00分
2. 場 所 **オンライン研修会**（事務所・自宅PC及びスマートフォンにて視聴）
YouTubeによる生配信
（収録型ではございませんので、上記日時でのみの視聴となりますのでご注意ください。）
※配信される音声及び映像の録画は禁止させていただきます。
3. テーマ 「Q & Aでわかる令和3年度税制改正の実務」
4. 講 師 **税理士 宮森 俊樹 氏**
5. 申込方法 ① Fax 下記の申込用紙にご記入の上、そのままお送り下さい。
FAX 送付先 支部事務局 03（3639）1727
② eメール 件名「12/1 参加」本文に別紙の内容をご記入いただき、
お送り下さい。
eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp
* お電話でも受付けております。
Tel 03（3662）3979 支部事務局
6. 視聴方法
 - ①日本橋支部ホームページのログイン（PW：TTAN）
<https://www.nihonbashi-tax.jp/>
 - ②研修案内（画面左上）をクリック
 - ③研修資料をクリックしてダウンロード
 - ④研修動画をクリック（放送が開始されます。）
7. 受講申請登録方法
研修動画の視聴が終わると視聴コードが表示されます。そのコードを事務局までメール又はFAXお願いいたします。

再案内

令和3年11月4日

このご案内は、全会員宛となっておりますので、既にお申込を
いただいた先生へも届いてしまいますことをご容赦下さい。

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 竹 田 修
研修部長 塩 谷 満
東京税理士協同組合共催

雑談室のご案内

会員の皆様、いつも雑談室にご参加いただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間、事前予約の定員制で開催すること
となりました。
参加ご希望の方におかれましては、何卒ご理解のうえ締切日までにお申し込みくだ
さいますよう宜しくお願い致します。

開 催： 11月 日 時：11月12日（金）17時30分～
締 切：11月 5日（金）

12月 日 時：12月10日（金）17時30分～
締 切：12月 3日（金）

会 場： 日本橋支部会議室（ZOOMでも同時開催します。）
* 参加希望者に URL を連絡いたします。

申込方法： ① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。
Fax 送付先 03（3639）1727 支部事務局
② E メール 件名「〇月〇日 雑談室参加」、本文に登録番号、連絡先を
ご記入の上、お送り下さい。
Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp
* お電話でも受付けております。
Tel 03（3662）3979 支部事務局

定 員： 15名（先着順）

東京税理士会日本橋支部 行

参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 () Fax 番号 () メールアドレス	
開催日時	※参加ご希望日の口欄にレを入れて下さい
	11月12日（金）17：30～ ・ 締切日 11月 5日（金）
	12月10日（金）17：30～ ・ 締切日 12月 3日（金）

Fax 送付先（日本橋支部）

03-3639-1727

中央都税事務所への質問・要望事項に対する回答

eLTAX関係

要望事項① eLTAX の利用時間を拡大してほしい。

※電子申告は国税・地方税を同時に行う場合がほとんどなので、受付時間を e-Tax と同じ時間帯にしてほしい。

※24 時間受付よりも、通年の土日受付対応を優先してほしい。

(日本橋①・京橋① 継続)

【回答】

eLTAX では、令和元年 9 月から年末を除く毎月の最終土日に稼働しております。

また、1 月 15 日から 31 日は最繁忙期として休祝日を含めた毎日 24 時間運用を、2 月 1 日から 3 月 15 日は繁忙期として休祝日を含めた毎日運用しております。

24 時間受付や通年の土日受付対応は、システムメンテナンスやバージョンアップ等があり、難しいところではありますが、さらなる利用者の方の利便性の向上を図るよう、引き続き、地方税共同機構にお伝えしてまいります。

(法人事業税課)

要望事項② eLTAX(PCdeskWeb 版)の対応ブラウザを拡大してほしい。

※特に Google Chrome への対応。

(日本橋②・京橋② 継続)

【回答】

現在、eLTAX 対応の Web ブラウザとしましては、Internet Explorer、Safari、Edge があります。

また、スマートフォンの場合は Chrome、Safari が対応しています。

納税者の利便性向上の観点から、対応ブラウザを拡大するよう地方税共同機構に働きかけを行ってまいります。

(法人事業税課)

要望事項③ eLTAX も、e-Tax 同様に添付書類の省略を図ってほしい。

※添付が必要なら添付書類の容量を大きくしてほしい。

(日本橋③・京橋④ 継続)

【回答】

法人設立届及び異動届の記載事項のうち、資本金の額や設立年月日等の登記事項については、現在は、登記事項証明書以外に確認手段がないため、法人設立届及び異動届への登記事項証明書の添付をお願いしております。(東京都都税条例施行規則第12条の2)

法務省では、登記情報システムを改修して整備された登記情報連携システムにより、2020年(令和2年)10月以降、国の行政機関に登記情報をオンライン(共通APIやGUI機能)で提供することが可能となったところですが、「デジタル・ガバメント実行計画」では、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、2021年度(令和3年度)中に結論を得ることとされています。

国の動向を注視しながら、東京都としても登記事項証明書の添付省略について検討してまいりますが、当面の間は、本都に提出する法人設立届及び異動届への登記事項証明書の添付について、貴会のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(法人事業税課)

要望事項④ eLTAX において都民税・事業税の更正の請求が出来るようにしてほしい。

※紙ベースだと都道府県によって書式が違うので紛らわしい。修正申告書のマイナスで対応してもらえないか。

(日本橋④・京橋⑦ 継続)

【回答】

令和3年7月5日より、更正の請求は、全ての地方公共団体において、PCdesk(Web)版からの申請・届出に対応しておりますので、ご活用ください。

(法人事業税課)

要望事項⑤ eLTAX で電子申告している法人については、申告書の郵送を省略し、納付書のみ郵送にしてほしい。

(日本橋⑤ 継続)

【回答】

電子申告義務化の法人様の法人二税につきましては、令和2年10月以降納付書と税率表等を送付しております。また、既に電子申告をされている納税者様につきましては、令和3年10月以降、法人二税は納付書と税率表等のみ、事業所税は納付書のみを送付するよう変更しております。

(法人事業税課・事業税課)

要望事項⑥ eLTAX の新規届出の完了通知に時間が掛かりすぎるので、迅速に対応してほしい。

(日本橋⑥・京橋⑧継続)

【回答】

利用届出の審査手続きにつきましては毎日行っておりますが、送信のタイミングによってはお待たせしてしまうこともあり、申し訳ございません。なお、地方公共団体の審査が完了していなくても、利用届出を提出いただければ、すぐに申告データの送信等を行うことはできますが、東京都としましては今後とも速やかに審査を行うよう努めてまいります。

(法人事業税課)

要望事項⑦ eLTAX の新規届出について大文字なら良いけど小文字はダメとか使い勝手がよくないので改善してほしい。

(日本橋⑦ 継続)

eLTAX の使用可能文字について使い勝手が良くないので改善してほしい。

※常用漢字以外の漢字「高」、小さい「アイウエオ」、「やゆよ」、「ー（長音）」など。

(京橋⑤ 継続)

【回答】

eLTAX における使用可能文字につきましては令和元年9月より e-Tax と同様の範囲に拡大しております。その内容は「eLTAX 利用可能文字一覧」としてホームページに掲載しております。なお、利用届出につきましては、法人名称・所在地等、全角での入力が定められている項目があり、ご不便おかけしております。令和元年9月から法人番号を入力することで、法人名、所在地を転記する機能が追加されましたので、そちらもご活用ください。

(法人事業税課)

要望事項⑧ eLTAX でメールアドレスが1つしか登録できない。複数登録できれば税理士と納税者に連絡が行くので、複数登録できるようにしてほしい。

(日本橋⑧ 継続)

【回答】

eLTAX で登録できるメールアドレスは令和元年9月に1つから3つに変更されています。納税者様と関与税理士様など関係者様の両方でメールを受領するといった利用方法や納税者様ご本人のメールアドレスを複数件登録することが可能となっておりますのでご利用ください。

(法人事業税課)

要望事項⑨ PCdesk のダウンロード版と Web 版の機能を統一して欲しい。
※プレ申告データのダウンロードくらいは Web 版でもできるようにしてほしい。
(日本橋⑨・京橋③ 継続)

【回答】

申告に関する手続きにつきましては、ダウンロード、インストールしてご利用
していただくことが多いことから、Web 版では機能を制限しております。機能
の統一化につきましては地方税共同機構にお伝えしてまいります。

(法人事業税課)

要望事項⑩ ダイレクト納付の開設手続きを簡素化して欲しい。
※国税と同様レベル (日本橋⑩ 継続)
eLTAX のダイレクト納付手続は分かりづらいので簡素化してほしい。
※銀行の店舗減少や窓口予約に対する対応として考えてもらいたい。
※銀行の不備で納付できなかった時の納税者の責任について知りたい。
(京橋⑥ 継続)

【回答】

今回ご要望のありました内容につきましては、地方税共同機構へ要望して参
ります。

(徴収課)

固定資産税関係

要望事項① 固定資産税の課税明細書について、共有物件の場合は共有者全員に送付してほしい。

(日本橋①・京橋④ 継続)

【回答】

共有の固定資産については、筆頭者に対して納税通知書及び課税明細書を送付しています。

また、一定の要件を満たし、かつ、共有者全員の合意に基づく申出があった場合は、それぞれに納税通知書及び課税明細書を送付したうえで、持分に応じた納付の取扱いを行っています。

なお、名寄帳により税額を把握することも可能です。縦覧期間中（4月から6月）に窓口で申請すると、共有者の方も無料で名寄帳を取得できます。

(固定資産税課)

要望事項② 固定資産評価証明書について、以下の点を改善してほしい。

(ア) 名寄帳と連動して、納税義務者ごとの評価証明書も発行してほしい。

(イ) 税務代理権限証書の写しの添付のみで評価証明書を取得できる取扱いにしてほしい。

(日本橋② 継続)

【回答】

(ア) 固定資産評価証明書は、固定資産課税台帳に記載されている事項について証明するものですが、請求される方には納税義務者だけでなく、借地・借家人や訴えの提起を行う方等もあり、東京都では物件ごとに発行をしています。

なお、平成30年5月1日より、納税義務者ごとに1枚の証明書に最大3件の表示を行えるようになっております。

(イ) 相続税等、申告に際して固定資産評価証明書が必要な税目については、自治省税務局固定資産税課長あての日本税理士会連合会会長照会に基づき、限定的に、税務代理権限証書の写しの添付による取扱いを行っています。

よって、申告に際して評価証明書を必要としない税目や、固定資産税等の賦課税目に係る税務代理を受任されている場合は、委任状が必要となります。

(固定資産税課)

要望事項③ 償却資産の申告期限を法人住民税及び事業税の申告期限と統一してほしい

(日本橋③・京橋① 継続)

【回答】

固定資産（償却資産）については、1月1日現在の所有資産をその年の1月31日までに都税事務所に申告していただき、これにより評価・課税を行っています（地方税法第383条）。申告期限については、課税庁が固定資産税の価格等を3月31日までに決定しなければならない（地方税法第410条）とされていることもあり、ご負担をお掛けしております。一方で、国も関与する資産評価システム研究センターの研究会が平成30年3月に「償却資産課税のあり方に関する調査研究～申告制度の簡素化・効率化に向けた制度設計について～」の調査報告を行い、今年度も引き続き検討を進めることとされました。東京都としまでも実務を担う立場から、国における今後の検討を後押ししていきたいと考えているところです。

(固定資産税課)

要望事項④ 30万円未満の少額減価償却資産は償却資産税の対象外としていただきたい。

(日本橋④・京橋② 継続)

【回答】

「少額資産」に係る規定は、法定事項であるため、東京都が独自に地方税法の定めと異なる取り扱いをすることは、困難でございます。貴会のご理解、ご協力を賜りますよう、お願いします。（地方税法第341条第4号、法施行令第49条）

(固定資産税課)

要望事項⑤ 償却資産について、税法では1円まで減価償却できるのに、償却資産では5%で止まってしまい、課税の対象となる。耐用年数を超えて資産を大事に使っている会社がこれでは報われない。改正を検討してほしい。

(京橋③ 継続)

【回答】

償却資産の評価額の最低基準が取得価額の5%につきましては、固定資産評価基準第3章第1節10で定まっております。この、固定資産評価基準についても法と同様でございますので、東京都が独自に地方税法の定めと異なる取り扱いをすることは、困難でございます。貴会のご理解、ご協力を賜りますよう、お願いします。

(固定資産税課)

その他の要望

要望事項① 東京都における固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置について今後も継続してほしい。

(ア) 小規模住宅用地に対する都市計画税を2分の1とする軽減措置

(イ) 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置

(ウ) 商業地等の固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置

(日本橋①・京橋① 継続)

【回答】

(ア) 小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置は、都民の定住確保、市価高騰に伴う負担緩和の見地から昭和 63 年度に創設し、都独自の措置として実施してきたものです。

今回、継続の要望があったことを、主税局担当部門へ伝えます。

(イ) 小規模非住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置は、過重となっている 23 区の非住宅用地の税負担を緩和するとともに、厳しい経済状況下における中小企業への支援を行うため平成 14 年度に創設し、都独自の措置として実施してきたものです。

今回、継続の要望があったことを、主税局担当部門へ伝えます。

(ウ) 商業地等における固定資産税及び都市計画税の負担水準の上限引下げ措置は、全国に比べ過重となっている 23 区商業地等の負担の緩和を図るため平成 17 年度に導入し、負担水準が 65%を超える場合に、条例により 65%の水準まで税額を減額する措置として実施してきたものです。

今回、継続の要望があったことを、主税局担当部門へ伝えます。

(固定資産税課)

要望事項② 新型コロナ関連 固定資産税の減免申請について、各市町村の様式を統一してほしい。また、コロナウイルスが収束するまで減免措置を延長してほしい。

(日本橋② 新規)

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小企業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置について、令和4年度分も継続してほしい。

※申告期限も柔軟に対応してほしい。

(京橋② 継続)

【回答】

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小企業者等に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、固定資産税及び都市計画税の負担を軽減することを目的として地方税法附則第63条により創設された制度であり、延長には法律の改正が必要です。

また、申告書については、総務省及び中小企業庁からの事務連絡により、例示された様式をもとに各地方自治体が定めています。東京都においても23区の都税事務所で使用する様式を定めました。

なお、申告期限については、地方税法附則第63条第2項により要件として定められています。新型コロナウイルス感染症の影響により、申告期限から継続して申告することが困難であったやむを得ない理由がある場合は、東京都都税条例の規定により期限の延長を申請することができる場合があります。

(固定資産税課)

要望事項③ eLTAX 地方税ポータルシステムについて、案内（パンフレット、HP）を充実させてほしい。

ダイレクト納付も含め、非常に便利なシステムなので普及させたい。アナウンス用のパンフレットがあれば研修でも配布したい。

(日本橋③ 新規)

【回答】

今回ご要望のありました内容につきましては、地方税共同機構へ要望して参ります。

アナウンス用パンフレットにつきましては、既存のものが2種類ございますので、ご要望があれば必要枚数をお届けいたします。

(徴収課)

要望事項④ 法人住民税申告書（第六号様式）の税目がわかりにくい。線で区切るなどして税目ごとにわかりやすくしてほしい。

（京橋③ 新規）

【回答】

貴重なご意見ありがとうございます。申告書第六号様式につきましては、ご要望があったことを主税局担当部門にお伝えしてまいります。

（法人事業税課）

要望事項⑤ 事業所税（資産割）については、免税点（1,000 ㎡）を超えるといきなり 60 万円超が課税されるなど、999 ㎡の事業者との公平性に問題がある。免税点方式ではなく控除方式にするなどして課税を公平にしてほしい。

（京橋④ 新規）

【回答】

事業所税は、中小零細事業者の負担を排除するため、地方税法によって比較的高い水準において免税点が定められているところです。

頂いた要望につきましては、主税局担当部門に申し伝えます。

（事業税課）

確定申告の早見表

令和3年分

目 次

〔令和4年3月申告用〕

所 得 税 の 税 額 表	……(2)頁
分離課税の山林所得・譲渡所得に対する所得税の計算	……(2)頁
復興特別所得税	……(2)頁
分離課税の上場株式等の配当所得等・株式等の譲渡所得等・ 先物取引の雑所得等に対する所得税の計算	……(3)頁
上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	……(3)頁
退職所得の金額の計算	……(3)頁
簡易給与所得表	……(4)頁
給与所得控除額の速算表	……(12)頁
給与所得者の特定支出控除の特例	……(13)頁
所得金額調整控除の特例	……(13)頁
公的年金等に係る雑所得の速算表	……(13)頁
譲渡所得等の特別控除額	……(14)頁
事業専従者控除額等	……(14)頁
財産債務調書及び国外財産調書の提出要件	……(14)頁
源泉徴収票等の添付書類	……(14)頁
配当所得等に係る所得税の確定申告の有無別の課税態様	……(15)頁
上場株式等に係る配当所得等の申告不要(住民税)	……(15)頁
適用を受けようとする年の3月15日までに提出を要する申請書等	……(15)頁
所得控除額	……(16)頁
配偶者控除額・配偶者特別控除額の早見表	……(18)頁
税 額 控 除 額	……(19)頁
態 様 別 所 得 控 除 の 適 用 一 覧 表	……(23)頁
個人の都道府県民税・市区町村民税の所得控除額一覧表	……(24)頁
住民税(所得割額)の税率等	……(24)頁

日本税理士会連合会
東京税理士協同組合

所得税の税額表 (令和3年分適用分)

「課税総所得金額又は課税退職所得金額」に対する所得税の税額表(速算表)

税額の求め方……「課税される所得金額」をこの表の「課税総所得金額又は課税退職所得金額(A)」欄に当てはめ、その当てはまる行の右端の「税額速算表」欄の算式により計算した金額が求める税額です(所法89)。「課税される所得金額」に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

課税される所得金額		税率(B)	控除額 (C)	税 額 速 算 表	
課税総所得金額又は 課税退職所得金額 (A)				税 額=(A)×(B)-(C)	
1,950,000 円以下		5 %	—	(A)×5 %	—
1,950,000 円超	3,300,000 円以下	10 %	97,500 円	(A)×10% —	97,500 円
3,300,000 円超	6,950,000 円以下	20 %	427,500 円	(A)×20% —	427,500 円
6,950,000 円超	9,000,000 円以下	23 %	636,000 円	(A)×23% —	636,000 円
9,000,000 円超	18,000,000 円以下	33 %	1,536,000 円	(A)×33% —	1,536,000 円
18,000,000 円超	40,000,000 円以下	40 %	2,796,000 円	(A)×40% —	2,796,000 円
40,000,000 円超		45 %	4,796,000 円	(A)×45% —	4,796,000 円

〔計算例〕 課税される所得金額 5,830,901円 → 5,830,000円(1,000円未満切り捨て)
 税額 5,830,000円 × 20% - 427,500円 = 738,500円

分離課税の山林所得・譲渡所得に対する所得税の計算

分離課税の山林所得金額に対する税額		右側の算式で計算した③の金額	① 課税山林所得金額×1/5(1,000円未満の端数切り捨てない)。 ② ①の金額を上記の「所得税の税額表(速算表)」の「課税される所得金額」欄に当てはめ、その当てはまる行の右端の「税額速算表」欄の算式により求めた金額(所法89) ③ ②の金額×5
分離課税の譲渡所得金額に対する税額	一般所得分	課税長期譲渡所得金額×15% (措法31)	
	特定所得分	① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下の場合 課税長期譲渡所得金額×10% (措法31の2)	
		② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 (課税長期譲渡所得金額-2,000万円)×15%+200万円	
	軽減所得分	① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下の場合 課税長期譲渡所得金額×10% (措法31の3)	
		② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 (課税長期譲渡所得金額-6,000万円)×15%+600万円	
短期	一般所得分	課税短期譲渡所得金額×30% (措法32①)	
	軽減所得分	課税短期譲渡所得金額×15% (措法32③)	

※ 住民税は、上記の算式中「15%」は「5%」、「10%」は「4%」、「30%」は「9%」、「+200万円」は「+80万円」、「+600万円」は「+240万円」と読み替えて算式を適用する。なお、住民税は翌年度課税。

※ 一定の条件を満たす譲渡所得金額の計算上、一定の「特別控除」額を控除することができる。(14頁参照)

復興特別所得税

復興特別所得税 (平成25年から令和19年までの25年間)	基準所得税額×2.1% (端数処理は所得税との合計により行う。)	※ 基準所得税額は、申告納税の場合は税額控除額(分配時調整外国税相当額控除額及び外国税額控除額を除く。)控除後の所得税額、源泉徴収の場合は所得税の源泉徴収税額である。
----------------------------------	-------------------------------------	---

※ 住民税は復興のための特別の住民税として、平成26年度から令和5年度までの10年間、都道府県民税、市区町村民税の均等割額にそれぞれ500円が加算される。

分離課税の（上場株式等の配当所得等 株式等の譲渡所得等 先物取引の雑所得等）に対する所得税の計算

分離課税の上場株式等に係る 配当所得等の金額に対する税額	上場株式等に係る課税配当所得等の金額×15% ※ 上場株式等には特定公社債等を含む。以下同じ。 (措法8の4)
分離課税の一般株式等に係る 譲渡所得等の金額に対する税額	一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額×15% ※ 一般株式等には特定公社債等以外の公社債等を含む。以下同じ。(措法37の10)
分離課税の上場株式等に係る 譲渡所得等の金額に対する税額	上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額×15% (措法37の11)
分離課税の先物取引に係る 雑所得等の金額に対する税額	先物取引に係る課税雑所得等の金額×15% (措法41の14)

※ 住民税は、上記の算式中「15%」を「5%」と読み替えて算式を適用する。なお、住民税は翌年度課税

上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

- ① その年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る配当所得等の金額（申告分離課税を選択したものに限る。）を限度として控除（損益通算）できる。なお、「上場株式等に係る譲渡損失の金額」とは、上場株式等の一定の譲渡（金融商品取引業者等への売委託により行う譲渡、金融商品取引業者に対する譲渡など）をしたことにより生じた損失の金額のうち、その年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しても控除しきれない部分の金額をいう（措法37の12の2①②）。
- ② その年の前年以前3年内の各年において生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（前年以前に控除されたものを除く。）については、その確定申告書に係る年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額（いずれも上記①の適用後の金額）を限度として控除（繰越控除）できる（措法37の12の2⑤⑥）。

退職所得の金額の計算

退職所得の金額は、次の①から③までの場合に応じて、それぞれ次の算式により計算される金額

- ① 一般退職手当等が支給される場合

$$\left[\text{一般退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \right] \times \frac{1}{2}$$

- ② 特定役員退職手当等が支給される場合

$$\text{特定役員退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額}$$

- ③ 一般退職手当等と特定役員退職手当等の両方が支給される場合

$$\left[\text{一般退職手当等の収入金額} - \left(\text{退職所得控除額} - \text{特定役員退職所得控除額(A)} \right) \right] \times \frac{1}{2} + \left[\text{特定役員退職手当等の収入金額} - A \right]$$

※ 「一般退職手当等」とは、次の特定役員退職手当等以外の退職手当等をいう。

※ 「特定役員退職手当等」とは、退職手当等のうち、役員等勤続年数が5年以下である者が、退職手当等の支払者から役員等勤続年数に対応するものとして支払を受けるものをいう。

※ 退職所得控除額は、勤続年数に応じてそれぞれ次の算式により計算される。

- ・ 20年以下の場合 …………… 40万円 × 勤続年数（80万円未満のときは80万円）
- ・ 20年を超える場合 …………… 70万円 × 勤続年数 - 600万円

なお、障害者となったことにより退職した場合は、これらの金額に100万円を加算する。

※ 「特定役員退職所得控除額(A)」は、次の算式により計算される。

$$40万円 \times (\text{特定役員等勤続年数} - \text{重複勤続年数}) + 20万円 \times \text{重複勤続年数}$$

※ 退職手当等については、支払額に対して源泉徴収されるが、その支払を受ける際に、「退職所得の受給に関する申告書」を支払者に提出した場合には、その際に退職所得控除をした上で所得税額の精算が行われるため、通常は、その退職手当等について確定申告をする必要はない。

(一)

簡 易 給 与 所 得 表

給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円 551,000	円 円未満	円 0	円 1,772,000	円 1,776,000	円 1,163,200	円 1,972,000	円 1,976,000	円 1,300,400
			1,776,000	1,780,000	1,165,600	1,976,000	1,980,000	1,303,200
			1,780,000	1,784,000	1,168,000	1,980,000	1,984,000	1,306,000
			1,784,000	1,788,000	1,170,400	1,984,000	1,988,000	1,308,800
			1,788,000	1,792,000	1,172,800	1,988,000	1,992,000	1,311,600
551,000	1,619,000	給与等の収入 金額から 550,000円 を控除した 金額	1,792,000	1,796,000	1,175,200	1,992,000	1,996,000	1,314,400
			1,796,000	1,800,000	1,177,600	1,996,000	2,000,000	1,317,200
			1,800,000	1,804,000	1,180,000	2,000,000	2,004,000	1,320,000
			1,804,000	1,808,000	1,182,800	2,004,000	2,008,000	1,322,800
			1,808,000	1,812,000	1,185,600	2,008,000	2,012,000	1,325,600
1,619,000	1,620,000	1,069,000	1,812,000	1,816,000	1,188,400	2,012,000	2,016,000	1,328,400
1,620,000	1,622,000	1,070,000	1,816,000	1,820,000	1,191,200	2,016,000	2,020,000	1,331,200
1,622,000	1,624,000	1,072,000	1,820,000	1,824,000	1,194,000	2,020,000	2,024,000	1,334,000
1,624,000	1,628,000	1,074,000	1,824,000	1,828,000	1,196,800	2,024,000	2,028,000	1,336,800
1,628,000	1,632,000	1,076,800	1,828,000	1,832,000	1,199,600	2,028,000	2,032,000	1,339,600
1,632,000	1,636,000	1,079,200	1,832,000	1,836,000	1,202,400	2,032,000	2,036,000	1,342,400
1,636,000	1,640,000	1,081,600	1,836,000	1,840,000	1,205,200	2,036,000	2,040,000	1,345,200
1,640,000	1,644,000	1,084,000	1,840,000	1,844,000	1,208,000	2,040,000	2,044,000	1,348,000
1,644,000	1,648,000	1,086,400	1,844,000	1,848,000	1,210,800	2,044,000	2,048,000	1,350,800
1,648,000	1,652,000	1,088,800	1,848,000	1,852,000	1,213,600	2,048,000	2,052,000	1,353,600
1,652,000	1,656,000	1,091,200	1,852,000	1,856,000	1,216,400	2,052,000	2,056,000	1,356,400
1,656,000	1,660,000	1,093,600	1,856,000	1,860,000	1,219,200	2,056,000	2,060,000	1,359,200
1,660,000	1,664,000	1,096,000	1,860,000	1,864,000	1,222,000	2,060,000	2,064,000	1,362,000
1,664,000	1,668,000	1,098,400	1,864,000	1,868,000	1,224,800	2,064,000	2,068,000	1,364,800
1,668,000	1,672,000	1,100,800	1,868,000	1,872,000	1,227,600	2,068,000	2,072,000	1,367,600
1,672,000	1,676,000	1,103,200	1,872,000	1,876,000	1,230,400	2,072,000	2,076,000	1,370,400
1,676,000	1,680,000	1,105,600	1,876,000	1,880,000	1,233,200	2,076,000	2,080,000	1,373,200
1,680,000	1,684,000	1,108,000	1,880,000	1,884,000	1,236,000	2,080,000	2,084,000	1,376,000
1,684,000	1,688,000	1,110,400	1,884,000	1,888,000	1,238,800	2,084,000	2,088,000	1,378,800
1,688,000	1,692,000	1,112,800	1,888,000	1,892,000	1,241,600	2,088,000	2,092,000	1,381,600
1,692,000	1,696,000	1,115,200	1,892,000	1,896,000	1,244,400	2,092,000	2,096,000	1,384,400
1,696,000	1,700,000	1,117,600	1,896,000	1,900,000	1,247,200	2,096,000	2,100,000	1,387,200
1,700,000	1,704,000	1,120,000	1,900,000	1,904,000	1,250,000	2,100,000	2,104,000	1,390,000
1,704,000	1,708,000	1,122,400	1,904,000	1,908,000	1,252,800	2,104,000	2,108,000	1,392,800
1,708,000	1,712,000	1,124,800	1,908,000	1,912,000	1,255,600	2,108,000	2,112,000	1,395,600
1,712,000	1,716,000	1,127,200	1,912,000	1,916,000	1,258,400	2,112,000	2,116,000	1,398,400
1,716,000	1,720,000	1,129,600	1,916,000	1,920,000	1,261,200	2,116,000	2,120,000	1,401,200
1,720,000	1,724,000	1,132,000	1,920,000	1,924,000	1,264,000	2,120,000	2,124,000	1,404,000
1,724,000	1,728,000	1,134,400	1,924,000	1,928,000	1,266,800	2,124,000	2,128,000	1,406,800
1,728,000	1,732,000	1,136,800	1,928,000	1,932,000	1,269,600	2,128,000	2,132,000	1,409,600
1,732,000	1,736,000	1,139,200	1,932,000	1,936,000	1,272,400	2,132,000	2,136,000	1,412,400
1,736,000	1,740,000	1,141,600	1,936,000	1,940,000	1,275,200	2,136,000	2,140,000	1,415,200
1,740,000	1,744,000	1,144,000	1,940,000	1,944,000	1,278,000	2,140,000	2,144,000	1,418,000
1,744,000	1,748,000	1,146,400	1,944,000	1,948,000	1,280,800	2,144,000	2,148,000	1,420,800
1,748,000	1,752,000	1,148,800	1,948,000	1,952,000	1,283,600	2,148,000	2,152,000	1,423,600
1,752,000	1,756,000	1,151,200	1,952,000	1,956,000	1,286,400	2,152,000	2,156,000	1,426,400
1,756,000	1,760,000	1,153,600	1,956,000	1,960,000	1,289,200	2,156,000	2,160,000	1,429,200
1,760,000	1,764,000	1,156,000	1,960,000	1,964,000	1,292,000	2,160,000	2,164,000	1,432,000
1,764,000	1,768,000	1,158,400	1,964,000	1,968,000	1,294,800	2,164,000	2,168,000	1,434,800
1,768,000	1,772,000	1,160,800	1,968,000	1,972,000	1,297,600	2,168,000	2,172,000	1,437,600

(4)

(二)

〔簡易給与所得表〕

給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,172,000	2,176,000	1,440,400	2,372,000	2,376,000	1,580,400	2,572,000	2,576,000	1,720,400
2,176,000	2,180,000	1,443,200	2,376,000	2,380,000	1,583,200	2,576,000	2,580,000	1,723,200
2,180,000	2,184,000	1,446,000	2,380,000	2,384,000	1,586,000	2,580,000	2,584,000	1,726,000
2,184,000	2,188,000	1,448,800	2,384,000	2,388,000	1,588,800	2,584,000	2,588,000	1,728,800
2,188,000	2,192,000	1,451,600	2,388,000	2,392,000	1,591,600	2,588,000	2,592,000	1,731,600
2,192,000	2,196,000	1,454,400	2,392,000	2,396,000	1,594,400	2,592,000	2,596,000	1,734,400
2,196,000	2,200,000	1,457,200	2,396,000	2,400,000	1,597,200	2,596,000	2,600,000	1,737,200
2,200,000	2,204,000	1,460,000	2,400,000	2,404,000	1,600,000	2,600,000	2,604,000	1,740,000
2,204,000	2,208,000	1,462,800	2,404,000	2,408,000	1,602,800	2,604,000	2,608,000	1,742,800
2,208,000	2,212,000	1,465,600	2,408,000	2,412,000	1,605,600	2,608,000	2,612,000	1,745,600
2,212,000	2,216,000	1,468,400	2,412,000	2,416,000	1,608,400	2,612,000	2,616,000	1,748,400
2,216,000	2,220,000	1,471,200	2,416,000	2,420,000	1,611,200	2,616,000	2,620,000	1,751,200
2,220,000	2,224,000	1,474,000	2,420,000	2,424,000	1,614,000	2,620,000	2,624,000	1,754,000
2,224,000	2,228,000	1,476,800	2,424,000	2,428,000	1,616,800	2,624,000	2,628,000	1,756,800
2,228,000	2,232,000	1,479,600	2,428,000	2,432,000	1,619,600	2,628,000	2,632,000	1,759,600
2,232,000	2,236,000	1,482,400	2,432,000	2,436,000	1,622,400	2,632,000	2,636,000	1,762,400
2,236,000	2,240,000	1,485,200	2,436,000	2,440,000	1,625,200	2,636,000	2,640,000	1,765,200
2,240,000	2,244,000	1,488,000	2,440,000	2,444,000	1,628,000	2,640,000	2,644,000	1,768,000
2,244,000	2,248,000	1,490,800	2,444,000	2,448,000	1,630,800	2,644,000	2,648,000	1,770,800
2,248,000	2,252,000	1,493,600	2,448,000	2,452,000	1,633,600	2,648,000	2,652,000	1,773,600
2,252,000	2,256,000	1,496,400	2,452,000	2,456,000	1,636,400	2,652,000	2,656,000	1,776,400
2,256,000	2,260,000	1,499,200	2,456,000	2,460,000	1,639,200	2,656,000	2,660,000	1,779,200
2,260,000	2,264,000	1,502,000	2,460,000	2,464,000	1,642,000	2,660,000	2,664,000	1,782,000
2,264,000	2,268,000	1,504,800	2,464,000	2,468,000	1,644,800	2,664,000	2,668,000	1,784,800
2,268,000	2,272,000	1,507,600	2,468,000	2,472,000	1,647,600	2,668,000	2,672,000	1,787,600
2,272,000	2,276,000	1,510,400	2,472,000	2,476,000	1,650,400	2,672,000	2,676,000	1,790,400
2,276,000	2,280,000	1,513,200	2,476,000	2,480,000	1,653,200	2,676,000	2,680,000	1,793,200
2,280,000	2,284,000	1,516,000	2,480,000	2,484,000	1,656,000	2,680,000	2,684,000	1,796,000
2,284,000	2,288,000	1,518,800	2,484,000	2,488,000	1,658,800	2,684,000	2,688,000	1,798,800
2,288,000	2,292,000	1,521,600	2,488,000	2,492,000	1,661,600	2,688,000	2,692,000	1,801,600
2,292,000	2,296,000	1,524,400	2,492,000	2,496,000	1,664,400	2,692,000	2,696,000	1,804,400
2,296,000	2,300,000	1,527,200	2,496,000	2,500,000	1,667,200	2,696,000	2,700,000	1,807,200
2,300,000	2,304,000	1,530,000	2,500,000	2,504,000	1,670,000	2,700,000	2,704,000	1,810,000
2,304,000	2,308,000	1,532,800	2,504,000	2,508,000	1,672,800	2,704,000	2,708,000	1,812,800
2,308,000	2,312,000	1,535,600	2,508,000	2,512,000	1,675,600	2,708,000	2,712,000	1,815,600
2,312,000	2,316,000	1,538,400	2,512,000	2,516,000	1,678,400	2,712,000	2,716,000	1,818,400
2,316,000	2,320,000	1,541,200	2,516,000	2,520,000	1,681,200	2,716,000	2,720,000	1,821,200
2,320,000	2,324,000	1,544,000	2,520,000	2,524,000	1,684,000	2,720,000	2,724,000	1,824,000
2,324,000	2,328,000	1,546,800	2,524,000	2,528,000	1,686,800	2,724,000	2,728,000	1,826,800
2,328,000	2,332,000	1,549,600	2,528,000	2,532,000	1,689,600	2,728,000	2,732,000	1,829,600
2,332,000	2,336,000	1,552,400	2,532,000	2,536,000	1,692,400	2,732,000	2,736,000	1,832,400
2,336,000	2,340,000	1,555,200	2,536,000	2,540,000	1,695,200	2,736,000	2,740,000	1,835,200
2,340,000	2,344,000	1,558,000	2,540,000	2,544,000	1,698,000	2,740,000	2,744,000	1,838,000
2,344,000	2,348,000	1,560,800	2,544,000	2,548,000	1,700,800	2,744,000	2,748,000	1,840,800
2,348,000	2,352,000	1,563,600	2,548,000	2,552,000	1,703,600	2,748,000	2,752,000	1,843,600
2,352,000	2,356,000	1,566,400	2,552,000	2,556,000	1,706,400	2,752,000	2,756,000	1,846,400
2,356,000	2,360,000	1,569,200	2,556,000	2,560,000	1,709,200	2,756,000	2,760,000	1,849,200
2,360,000	2,364,000	1,572,000	2,560,000	2,564,000	1,712,000	2,760,000	2,764,000	1,852,000
2,364,000	2,368,000	1,574,800	2,564,000	2,568,000	1,714,800	2,764,000	2,768,000	1,854,800
2,368,000	2,372,000	1,577,600	2,568,000	2,572,000	1,717,600	2,768,000	2,772,000	1,857,600

(5)

(三)

給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,772,000	2,776,000	1,860,400	2,972,000	2,976,000	2,000,400	3,172,000	3,176,000	2,140,400
2,776,000	2,780,000	1,863,200	2,976,000	2,980,000	2,003,200	3,176,000	3,180,000	2,143,200
2,780,000	2,784,000	1,866,000	2,980,000	2,984,000	2,006,000	3,180,000	3,184,000	2,146,000
2,784,000	2,788,000	1,868,800	2,984,000	2,988,000	2,008,800	3,184,000	3,188,000	2,148,800
2,788,000	2,792,000	1,871,600	2,988,000	2,992,000	2,011,600	3,188,000	3,192,000	2,151,600
2,792,000	2,796,000	1,874,400	2,992,000	2,996,000	2,014,400	3,192,000	3,196,000	2,154,400
2,796,000	2,800,000	1,877,200	2,996,000	3,000,000	2,017,200	3,196,000	3,200,000	2,157,200
2,800,000	2,804,000	1,880,000	3,000,000	3,004,000	2,020,000	3,200,000	3,204,000	2,160,000
2,804,000	2,808,000	1,882,800	3,004,000	3,008,000	2,022,800	3,204,000	3,208,000	2,162,800
2,808,000	2,812,000	1,885,600	3,008,000	3,012,000	2,025,600	3,208,000	3,212,000	2,165,600
2,812,000	2,816,000	1,888,400	3,012,000	3,016,000	2,028,400	3,212,000	3,216,000	2,168,400
2,816,000	2,820,000	1,891,200	3,016,000	3,020,000	2,031,200	3,216,000	3,220,000	2,171,200
2,820,000	2,824,000	1,894,000	3,020,000	3,024,000	2,034,000	3,220,000	3,224,000	2,174,000
2,824,000	2,828,000	1,896,800	3,024,000	3,028,000	2,036,800	3,224,000	3,228,000	2,176,800
2,828,000	2,832,000	1,899,600	3,028,000	3,032,000	2,039,600	3,228,000	3,232,000	2,179,600
2,832,000	2,836,000	1,902,400	3,032,000	3,036,000	2,042,400	3,232,000	3,236,000	2,182,400
2,836,000	2,840,000	1,905,200	3,036,000	3,040,000	2,045,200	3,236,000	3,240,000	2,185,200
2,840,000	2,844,000	1,908,000	3,040,000	3,044,000	2,048,000	3,240,000	3,244,000	2,188,000
2,844,000	2,848,000	1,910,800	3,044,000	3,048,000	2,050,800	3,244,000	3,248,000	2,190,800
2,848,000	2,852,000	1,913,600	3,048,000	3,052,000	2,053,600	3,248,000	3,252,000	2,193,600
2,852,000	2,856,000	1,916,400	3,052,000	3,056,000	2,056,400	3,252,000	3,256,000	2,196,400
2,856,000	2,860,000	1,919,200	3,056,000	3,060,000	2,059,200	3,256,000	3,260,000	2,199,200
2,860,000	2,864,000	1,922,000	3,060,000	3,064,000	2,062,000	3,260,000	3,264,000	2,202,000
2,864,000	2,868,000	1,924,800	3,064,000	3,068,000	2,064,800	3,264,000	3,268,000	2,204,800
2,868,000	2,872,000	1,927,600	3,068,000	3,072,000	2,067,600	3,268,000	3,272,000	2,207,600
2,872,000	2,876,000	1,930,400	3,072,000	3,076,000	2,070,400	3,272,000	3,276,000	2,210,400
2,876,000	2,880,000	1,933,200	3,076,000	3,080,000	2,073,200	3,276,000	3,280,000	2,213,200
2,880,000	2,884,000	1,936,000	3,080,000	3,084,000	2,076,000	3,280,000	3,284,000	2,216,000
2,884,000	2,888,000	1,938,800	3,084,000	3,088,000	2,078,800	3,284,000	3,288,000	2,218,800
2,888,000	2,892,000	1,941,600	3,088,000	3,092,000	2,081,600	3,288,000	3,292,000	2,221,600
2,892,000	2,896,000	1,944,400	3,092,000	3,096,000	2,084,400	3,292,000	3,296,000	2,224,400
2,896,000	2,900,000	1,947,200	3,096,000	3,100,000	2,087,200	3,296,000	3,300,000	2,227,200
2,900,000	2,904,000	1,950,000	3,100,000	3,104,000	2,090,000	3,300,000	3,304,000	2,230,000
2,904,000	2,908,000	1,952,800	3,104,000	3,108,000	2,092,800	3,304,000	3,308,000	2,232,800
2,908,000	2,912,000	1,955,600	3,108,000	3,112,000	2,095,600	3,308,000	3,312,000	2,235,600
2,912,000	2,916,000	1,958,400	3,112,000	3,116,000	2,098,400	3,312,000	3,316,000	2,238,400
2,916,000	2,920,000	1,961,200	3,116,000	3,120,000	2,101,200	3,316,000	3,320,000	2,241,200
2,920,000	2,924,000	1,964,000	3,120,000	3,124,000	2,104,000	3,320,000	3,324,000	2,244,000
2,924,000	2,928,000	1,966,800	3,124,000	3,128,000	2,106,800	3,324,000	3,328,000	2,246,800
2,928,000	2,932,000	1,969,600	3,128,000	3,132,000	2,109,600	3,328,000	3,332,000	2,249,600
2,932,000	2,936,000	1,972,400	3,132,000	3,136,000	2,112,400	3,332,000	3,336,000	2,252,400
2,936,000	2,940,000	1,975,200	3,136,000	3,140,000	2,115,200	3,336,000	3,340,000	2,255,200
2,940,000	2,944,000	1,978,000	3,140,000	3,144,000	2,118,000	3,340,000	3,344,000	2,258,000
2,944,000	2,948,000	1,980,800	3,144,000	3,148,000	2,120,800	3,344,000	3,348,000	2,260,800
2,948,000	2,952,000	1,983,600	3,148,000	3,152,000	2,123,600	3,348,000	3,352,000	2,263,600
2,952,000	2,956,000	1,986,400	3,152,000	3,156,000	2,126,400	3,352,000	3,356,000	2,266,400
2,956,000	2,960,000	1,989,200	3,156,000	3,160,000	2,129,200	3,356,000	3,360,000	2,269,200
2,960,000	2,964,000	1,992,000	3,160,000	3,164,000	2,132,000	3,360,000	3,364,000	2,272,000
2,964,000	2,968,000	1,994,800	3,164,000	3,168,000	2,134,800	3,364,000	3,368,000	2,274,800
2,968,000	2,972,000	1,997,600	3,168,000	3,172,000	2,137,600	3,368,000	3,372,000	2,277,600

(6)

給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,372,000	3,376,000	2,280,400	3,572,000	3,576,000	2,420,400	3,772,000	3,776,000	2,577,600
3,376,000	3,380,000	2,283,200	3,576,000	3,580,000	2,423,200	3,776,000	3,780,000	2,580,800
3,380,000	3,384,000	2,286,000	3,580,000	3,584,000	2,426,000	3,780,000	3,784,000	2,584,000
3,384,000	3,388,000	2,288,800	3,584,000	3,588,000	2,428,800	3,784,000	3,788,000	2,587,200
3,388,000	3,392,000	2,291,600	3,588,000	3,592,000	2,431,600	3,788,000	3,792,000	2,590,400
3,392,000	3,396,000	2,294,400	3,592,000	3,596,000	2,434,400	3,792,000	3,796,000	2,593,600
3,396,000	3,400,000	2,297,200	3,596,000	3,600,000	2,437,200	3,796,000	3,800,000	2,596,800
3,400,000	3,404,000	2,300,000	3,600,000	3,604,000	2,440,000	3,800,000	3,804,000	2,600,000
3,404,000	3,408,000	2,302,800	3,604,000	3,608,000	2,443,200	3,804,000	3,808,000	2,603,200
3,408,000	3,412,000	2,305,600	3,608,000	3,612,000	2,446,400	3,808,000	3,812,000	2,606,400
3,412,000	3,416,000	2,308,400	3,612,000	3,616,000	2,449,600	3,812,000	3,816,000	2,609,600
3,416,000	3,420,000	2,311,200	3,616,000	3,620,000	2,452,800	3,816,000	3,820,000	2,612,800
3,420,000	3,424,000	2,314,000	3,620,000	3,624,000	2,456,000	3,820,000	3,824,000	2,616,000
3,424,000	3,428,000	2,316,800	3,624,000	3,628,000	2,459,200	3,824,000	3,828,000	2,619,200
3,428,000	3,432,000	2,319,600	3,628,000	3,632,000	2,462,400	3,828,000	3,832,000	2,622,400
3,432,000	3,436,000	2,322,400	3,632,000	3,636,000	2,465,600	3,832,000	3,836,000	2,625,600
3,436,000	3,440,000	2,325,200	3,636,000	3,640,000	2,468,800	3,836,000	3,840,000	2,628,800
3,440,000	3,444,000	2,328,000	3,640,000	3,644,000	2,472,000	3,840,000	3,844,000	2,632,000
3,444,000	3,448,000	2,330,800	3,644,000	3,648,000	2,475,200	3,844,000	3,848,000	2,635,200
3,448,000	3,452,000	2,333,600	3,648,000	3,652,000	2,478,400	3,848,000	3,852,000	2,638,400
3,452,000	3,456,000	2,336,400	3,652,000	3,656,000	2,481,600	3,852,000	3,856,000	2,641,600
3,456,000	3,460,000	2,339,200	3,656,000	3,660,000	2,484,800	3,856,000	3,860,000	2,644,800
3,460,000	3,464,000	2,342,000	3,660,000	3,664,000	2,488,000	3,860,000	3,864,000	2,648,000
3,464,000	3,468,000	2,344,800	3,664,000	3,668,000	2,491,200	3,864,000	3,868,000	2,651,200
3,468,000	3,472,000	2,347,600	3,668,000	3,672,000	2,494,400	3,868,000	3,872,000	2,654,400
3,472,000	3,476,000	2,350,400	3,672,000	3,676,000	2,497,600	3,872,000	3,876,000	2,657,600
3,476,000	3,480,000	2,353,200	3,676,000	3,680,000	2,500,800	3,876,000	3,880,000	2,660,800
3,480,000	3,484,000	2,356,000	3,680,000	3,684,000	2,504,000	3,880,000	3,884,000	2,664,000
3,484,000	3,488,000	2,358,800	3,684,000	3,688,000	2,507,200	3,884,000	3,888,000	2,667,200
3,488,000	3,492,000	2,361,600	3,688,000	3,692,000	2,510,400	3,888,000	3,892,000	2,670,400
3,492,000	3,496,000	2,364,400	3,692,000	3,696,000	2,513,600	3,892,000	3,896,000	2,673,600
3,496,000	3,500,000	2,367,200	3,696,000	3,700,000	2,516,800	3,896,000	3,900,000	2,676,800
3,500,000	3,504,000	2,370,000	3,700,000	3,704,000	2,520,000	3,900,000	3,904,000	2,680,000
3,504,000	3,508,000	2,372,800	3,704,000	3,708,000	2,523,200	3,904,000	3,908,000	2,683,200
3,508,000	3,512,000	2,375,600	3,708,000	3,712,000	2,526,400	3,908,000	3,912,000	2,686,400
3,512,000	3,516,000	2,378,400	3,712,000	3,716,000	2,529,600	3,912,000	3,916,000	2,689,600
3,516,000	3,520,000	2,381,200	3,716,000	3,720,000	2,532,800	3,916,000	3,920,000	2,692,800
3,520,000	3,524,000	2,384,000	3,720,000	3,724,000	2,536,000	3,920,000	3,924,000	2,696,000
3,524,000	3,528,000	2,386,800	3,724,000	3,728,000	2,539,200	3,924,000	3,928,000	2,699,200
3,528,000	3,532,000	2,389,600	3,728,000	3,732,000	2,542,400	3,928,000	3,932,000	2,702,400
3,532,000	3,536,000	2,392,400	3,732,000	3,736,000	2,545,600	3,932,000	3,936,000	2,705,600
3,536,000	3,540,000	2,395,200	3,736,000	3,740,000	2,548,800	3,936,000	3,940,000	2,708,800
3,540,000	3,544,000	2,398,000	3,740,000	3,744,000	2,552,000	3,940,000	3,944,000	2,712,000
3,544,000	3,548,000	2,400,800	3,744,000	3,748,000	2,555,200	3,944,000	3,948,000	2,715,200
3,548,000	3,552,000	2,403,600	3,748,000	3,752,000	2,558,400	3,948,000	3,952,000	2,718,400
3,552,000	3,556,000	2,406,400	3,752,000	3,756,000	2,561,600	3,952,000	3,956,000	2,721,600
3,556,000	3,560,000	2,409,200	3,756,000	3,760,000	2,564,800	3,956,000	3,960,000	2,724,800
3,560,000	3,564,000	2,412,000	3,760,000	3,764,000	2,568,000	3,960,000	3,964,000	2,728,000
3,564,000	3,568,000	2,414,800	3,764,000	3,768,000	2,571,200	3,964,000	3,968,000	2,731,200
3,568,000	3,572,000	2,417,600	3,768,000	3,772,000	2,574,400	3,968,000	3,972,000	2,734,400

(五)

給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,972,000	3,976,000	2,737,600	4,172,000	4,176,000	2,897,600	4,372,000	4,376,000	3,057,600
3,976,000	3,980,000	2,740,800	4,176,000	4,180,000	2,900,800	4,376,000	4,380,000	3,060,800
3,980,000	3,984,000	2,744,000	4,180,000	4,184,000	2,904,000	4,380,000	4,384,000	3,064,000
3,984,000	3,988,000	2,747,200	4,184,000	4,188,000	2,907,200	4,384,000	4,388,000	3,067,200
3,988,000	3,992,000	2,750,400	4,188,000	4,192,000	2,910,400	4,388,000	4,392,000	3,070,400
3,992,000	3,996,000	2,753,600	4,192,000	4,196,000	2,913,600	4,392,000	4,396,000	3,073,600
3,996,000	4,000,000	2,756,800	4,196,000	4,200,000	2,916,800	4,396,000	4,400,000	3,076,800
4,000,000	4,004,000	2,760,000	4,200,000	4,204,000	2,920,000	4,400,000	4,404,000	3,080,000
4,004,000	4,008,000	2,763,200	4,204,000	4,208,000	2,923,200	4,404,000	4,408,000	3,083,200
4,008,000	4,012,000	2,766,400	4,208,000	4,212,000	2,926,400	4,408,000	4,412,000	3,086,400
4,012,000	4,016,000	2,769,600	4,212,000	4,216,000	2,929,600	4,412,000	4,416,000	3,089,600
4,016,000	4,020,000	2,772,800	4,216,000	4,220,000	2,932,800	4,416,000	4,420,000	3,092,800
4,020,000	4,024,000	2,776,000	4,220,000	4,224,000	2,936,000	4,420,000	4,424,000	3,096,000
4,024,000	4,028,000	2,779,200	4,224,000	4,228,000	2,939,200	4,424,000	4,428,000	3,099,200
4,028,000	4,032,000	2,782,400	4,228,000	4,232,000	2,942,400	4,428,000	4,432,000	3,102,400
4,032,000	4,036,000	2,785,600	4,232,000	4,236,000	2,945,600	4,432,000	4,436,000	3,105,600
4,036,000	4,040,000	2,788,800	4,236,000	4,240,000	2,948,800	4,436,000	4,440,000	3,108,800
4,040,000	4,044,000	2,792,000	4,240,000	4,244,000	2,952,000	4,440,000	4,444,000	3,112,000
4,044,000	4,048,000	2,795,200	4,244,000	4,248,000	2,955,200	4,444,000	4,448,000	3,115,200
4,048,000	4,052,000	2,798,400	4,248,000	4,252,000	2,958,400	4,448,000	4,452,000	3,118,400
4,052,000	4,056,000	2,801,600	4,252,000	4,256,000	2,961,600	4,452,000	4,456,000	3,121,600
4,056,000	4,060,000	2,804,800	4,256,000	4,260,000	2,964,800	4,456,000	4,460,000	3,124,800
4,060,000	4,064,000	2,808,000	4,260,000	4,264,000	2,968,000	4,460,000	4,464,000	3,128,000
4,064,000	4,068,000	2,811,200	4,264,000	4,268,000	2,971,200	4,464,000	4,468,000	3,131,200
4,068,000	4,072,000	2,814,400	4,268,000	4,272,000	2,974,400	4,468,000	4,472,000	3,134,400
4,072,000	4,076,000	2,817,600	4,272,000	4,276,000	2,977,600	4,472,000	4,476,000	3,137,600
4,076,000	4,080,000	2,820,800	4,276,000	4,280,000	2,980,800	4,476,000	4,480,000	3,140,800
4,080,000	4,084,000	2,824,000	4,280,000	4,284,000	2,984,000	4,480,000	4,484,000	3,144,000
4,084,000	4,088,000	2,827,200	4,284,000	4,288,000	2,987,200	4,484,000	4,488,000	3,147,200
4,088,000	4,092,000	2,830,400	4,288,000	4,292,000	2,990,400	4,488,000	4,492,000	3,150,400
4,092,000	4,096,000	2,833,600	4,292,000	4,296,000	2,993,600	4,492,000	4,496,000	3,153,600
4,096,000	4,100,000	2,836,800	4,296,000	4,300,000	2,996,800	4,496,000	4,500,000	3,156,800
4,100,000	4,104,000	2,840,000	4,300,000	4,304,000	3,000,000	4,500,000	4,504,000	3,160,000
4,104,000	4,108,000	2,843,200	4,304,000	4,308,000	3,003,200	4,504,000	4,508,000	3,163,200
4,108,000	4,112,000	2,846,400	4,308,000	4,312,000	3,006,400	4,508,000	4,512,000	3,166,400
4,112,000	4,116,000	2,849,600	4,312,000	4,316,000	3,009,600	4,512,000	4,516,000	3,169,600
4,116,000	4,120,000	2,852,800	4,316,000	4,320,000	3,012,800	4,516,000	4,520,000	3,172,800
4,120,000	4,124,000	2,856,000	4,320,000	4,324,000	3,016,000	4,520,000	4,524,000	3,176,000
4,124,000	4,128,000	2,859,200	4,324,000	4,328,000	3,019,200	4,524,000	4,528,000	3,179,200
4,128,000	4,132,000	2,862,400	4,328,000	4,332,000	3,022,400	4,528,000	4,532,000	3,182,400
4,132,000	4,136,000	2,865,600	4,332,000	4,336,000	3,025,600	4,532,000	4,536,000	3,185,600
4,136,000	4,140,000	2,868,800	4,336,000	4,340,000	3,028,800	4,536,000	4,540,000	3,188,800
4,140,000	4,144,000	2,872,000	4,340,000	4,344,000	3,032,000	4,540,000	4,544,000	3,192,000
4,144,000	4,148,000	2,875,200	4,344,000	4,348,000	3,035,200	4,544,000	4,548,000	3,195,200
4,148,000	4,152,000	2,878,400	4,348,000	4,352,000	3,038,400	4,548,000	4,552,000	3,198,400
4,152,000	4,156,000	2,881,600	4,352,000	4,356,000	3,041,600	4,552,000	4,556,000	3,201,600
4,156,000	4,160,000	2,884,800	4,356,000	4,360,000	3,044,800	4,556,000	4,560,000	3,204,800
4,160,000	4,164,000	2,888,000	4,360,000	4,364,000	3,048,000	4,560,000	4,564,000	3,208,000
4,164,000	4,168,000	2,891,200	4,364,000	4,368,000	3,051,200	4,564,000	4,568,000	3,211,200
4,168,000	4,172,000	2,894,400	4,368,000	4,372,000	3,054,400	4,568,000	4,572,000	3,214,400

給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,572,000	4,576,000	3,217,600	4,772,000	4,776,000	3,377,600	4,972,000	4,976,000	3,537,600
4,576,000	4,580,000	3,220,800	4,776,000	4,780,000	3,380,800	4,976,000	4,980,000	3,540,800
4,580,000	4,584,000	3,224,000	4,780,000	4,784,000	3,384,000	4,980,000	4,984,000	3,544,000
4,584,000	4,588,000	3,227,200	4,784,000	4,788,000	3,387,200	4,984,000	4,988,000	3,547,200
4,588,000	4,592,000	3,230,400	4,788,000	4,792,000	3,390,400	4,988,000	4,992,000	3,550,400
4,592,000	4,596,000	3,233,600	4,792,000	4,796,000	3,393,600	4,992,000	4,996,000	3,553,600
4,596,000	4,600,000	3,236,800	4,796,000	4,800,000	3,396,800	4,996,000	5,000,000	3,556,800
4,600,000	4,604,000	3,240,000	4,800,000	4,804,000	3,400,000	5,000,000	5,004,000	3,560,000
4,604,000	4,608,000	3,243,200	4,804,000	4,808,000	3,403,200	5,004,000	5,008,000	3,563,200
4,608,000	4,612,000	3,246,400	4,808,000	4,812,000	3,406,400	5,008,000	5,012,000	3,566,400
4,612,000	4,616,000	3,249,600	4,812,000	4,816,000	3,409,600	5,012,000	5,016,000	3,569,600
4,616,000	4,620,000	3,252,800	4,816,000	4,820,000	3,412,800	5,016,000	5,020,000	3,572,800
4,620,000	4,624,000	3,256,000	4,820,000	4,824,000	3,416,000	5,020,000	5,024,000	3,576,000
4,624,000	4,628,000	3,259,200	4,824,000	4,828,000	3,419,200	5,024,000	5,028,000	3,579,200
4,628,000	4,632,000	3,262,400	4,828,000	4,832,000	3,422,400	5,028,000	5,032,000	3,582,400
4,632,000	4,636,000	3,265,600	4,832,000	4,836,000	3,425,600	5,032,000	5,036,000	3,585,600
4,636,000	4,640,000	3,268,800	4,836,000	4,840,000	3,428,800	5,036,000	5,040,000	3,588,800
4,640,000	4,644,000	3,272,000	4,840,000	4,844,000	3,432,000	5,040,000	5,044,000	3,592,000
4,644,000	4,648,000	3,275,200	4,844,000	4,848,000	3,435,200	5,044,000	5,048,000	3,595,200
4,648,000	4,652,000	3,278,400	4,848,000	4,852,000	3,438,400	5,048,000	5,052,000	3,598,400
4,652,000	4,656,000	3,281,600	4,852,000	4,856,000	3,441,600	5,052,000	5,056,000	3,601,600
4,656,000	4,660,000	3,284,800	4,856,000	4,860,000	3,444,800	5,056,000	5,060,000	3,604,800
4,660,000	4,664,000	3,288,000	4,860,000	4,864,000	3,448,000	5,060,000	5,064,000	3,608,000
4,664,000	4,668,000	3,291,200	4,864,000	4,868,000	3,451,200	5,064,000	5,068,000	3,611,200
4,668,000	4,672,000	3,294,400	4,868,000	4,872,000	3,454,400	5,068,000	5,072,000	3,614,400
4,672,000	4,676,000	3,297,600	4,872,000	4,876,000	3,457,600	5,072,000	5,076,000	3,617,600
4,676,000	4,680,000	3,300,800	4,876,000	4,880,000	3,460,800	5,076,000	5,080,000	3,620,800
4,680,000	4,684,000	3,304,000	4,880,000	4,884,000	3,464,000	5,080,000	5,084,000	3,624,000
4,684,000	4,688,000	3,307,200	4,884,000	4,888,000	3,467,200	5,084,000	5,088,000	3,627,200
4,688,000	4,692,000	3,310,400	4,888,000	4,892,000	3,470,400	5,088,000	5,092,000	3,630,400
4,692,000	4,696,000	3,313,600	4,892,000	4,896,000	3,473,600	5,092,000	5,096,000	3,633,600
4,696,000	4,700,000	3,316,800	4,896,000	4,900,000	3,476,800	5,096,000	5,100,000	3,636,800
4,700,000	4,704,000	3,320,000	4,900,000	4,904,000	3,480,000	5,100,000	5,104,000	3,640,000
4,704,000	4,708,000	3,323,200	4,904,000	4,908,000	3,483,200	5,104,000	5,108,000	3,643,200
4,708,000	4,712,000	3,326,400	4,908,000	4,912,000	3,486,400	5,108,000	5,112,000	3,646,400
4,712,000	4,716,000	3,329,600	4,912,000	4,916,000	3,489,600	5,112,000	5,116,000	3,649,600
4,716,000	4,720,000	3,332,800	4,916,000	4,920,000	3,492,800	5,116,000	5,120,000	3,652,800
4,720,000	4,724,000	3,336,000	4,920,000	4,924,000	3,496,000	5,120,000	5,124,000	3,656,000
4,724,000	4,728,000	3,339,200	4,924,000	4,928,000	3,499,200	5,124,000	5,128,000	3,659,200
4,728,000	4,732,000	3,342,400	4,928,000	4,932,000	3,502,400	5,128,000	5,132,000	3,662,400
4,732,000	4,736,000	3,345,600	4,932,000	4,936,000	3,505,600	5,132,000	5,136,000	3,665,600
4,736,000	4,740,000	3,348,800	4,936,000	4,940,000	3,508,800	5,136,000	5,140,000	3,668,800
4,740,000	4,744,000	3,352,000	4,940,000	4,944,000	3,512,000	5,140,000	5,144,000	3,672,000
4,744,000	4,748,000	3,355,200	4,944,000	4,948,000	3,515,200	5,144,000	5,148,000	3,675,200
4,748,000	4,752,000	3,358,400	4,948,000	4,952,000	3,518,400	5,148,000	5,152,000	3,678,400
4,752,000	4,756,000	3,361,600	4,952,000	4,956,000	3,521,600	5,152,000	5,156,000	3,681,600
4,756,000	4,760,000	3,364,800	4,956,000	4,960,000	3,524,800	5,156,000	5,160,000	3,684,800
4,760,000	4,764,000	3,368,000	4,960,000	4,964,000	3,528,000	5,160,000	5,164,000	3,688,000
4,764,000	4,768,000	3,371,200	4,964,000	4,968,000	3,531,200	5,164,000	5,168,000	3,691,200
4,768,000	4,772,000	3,374,400	4,968,000	4,972,000	3,534,400	5,168,000	5,172,000	3,694,400

(七)

給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,172,000	5,176,000	3,697,600	5,372,000	5,376,000	3,857,600	5,572,000	5,576,000	4,017,600
5,176,000	5,180,000	3,700,800	5,376,000	5,380,000	3,860,800	5,576,000	5,580,000	4,020,800
5,180,000	5,184,000	3,704,000	5,380,000	5,384,000	3,864,000	5,580,000	5,584,000	4,024,000
5,184,000	5,188,000	3,707,200	5,384,000	5,388,000	3,867,200	5,584,000	5,588,000	4,027,200
5,188,000	5,192,000	3,710,400	5,388,000	5,392,000	3,870,400	5,588,000	5,592,000	4,030,400
5,192,000	5,196,000	3,713,600	5,392,000	5,396,000	3,873,600	5,592,000	5,596,000	4,033,600
5,196,000	5,200,000	3,716,800	5,396,000	5,400,000	3,876,800	5,596,000	5,600,000	4,036,800
5,200,000	5,204,000	3,720,000	5,400,000	5,404,000	3,880,000	5,600,000	5,604,000	4,040,000
5,204,000	5,208,000	3,723,200	5,404,000	5,408,000	3,883,200	5,604,000	5,608,000	4,043,200
5,208,000	5,212,000	3,726,400	5,408,000	5,412,000	3,886,400	5,608,000	5,612,000	4,046,400
5,212,000	5,216,000	3,729,600	5,412,000	5,416,000	3,889,600	5,612,000	5,616,000	4,049,600
5,216,000	5,220,000	3,732,800	5,416,000	5,420,000	3,892,800	5,616,000	5,620,000	4,052,800
5,220,000	5,224,000	3,736,000	5,420,000	5,424,000	3,896,000	5,620,000	5,624,000	4,056,000
5,224,000	5,228,000	3,739,200	5,424,000	5,428,000	3,899,200	5,624,000	5,628,000	4,059,200
5,228,000	5,232,000	3,742,400	5,428,000	5,432,000	3,902,400	5,628,000	5,632,000	4,062,400
5,232,000	5,236,000	3,745,600	5,432,000	5,436,000	3,905,600	5,632,000	5,636,000	4,065,600
5,236,000	5,240,000	3,748,800	5,436,000	5,440,000	3,908,800	5,636,000	5,640,000	4,068,800
5,240,000	5,244,000	3,752,000	5,440,000	5,444,000	3,912,000	5,640,000	5,644,000	4,072,000
5,244,000	5,248,000	3,755,200	5,444,000	5,448,000	3,915,200	5,644,000	5,648,000	4,075,200
5,248,000	5,252,000	3,758,400	5,448,000	5,452,000	3,918,400	5,648,000	5,652,000	4,078,400
5,252,000	5,256,000	3,761,600	5,452,000	5,456,000	3,921,600	5,652,000	5,656,000	4,081,600
5,256,000	5,260,000	3,764,800	5,456,000	5,460,000	3,924,800	5,656,000	5,660,000	4,084,800
5,260,000	5,264,000	3,768,000	5,460,000	5,464,000	3,928,000	5,660,000	5,664,000	4,088,000
5,264,000	5,268,000	3,771,200	5,464,000	5,468,000	3,931,200	5,664,000	5,668,000	4,091,200
5,268,000	5,272,000	3,774,400	5,468,000	5,472,000	3,934,400	5,668,000	5,672,000	4,094,400
5,272,000	5,276,000	3,777,600	5,472,000	5,476,000	3,937,600	5,672,000	5,676,000	4,097,600
5,276,000	5,280,000	3,780,800	5,476,000	5,480,000	3,940,800	5,676,000	5,680,000	4,100,800
5,280,000	5,284,000	3,784,000	5,480,000	5,484,000	3,944,000	5,680,000	5,684,000	4,104,000
5,284,000	5,288,000	3,787,200	5,484,000	5,488,000	3,947,200	5,684,000	5,688,000	4,107,200
5,288,000	5,292,000	3,790,400	5,488,000	5,492,000	3,950,400	5,688,000	5,692,000	4,110,400
5,292,000	5,296,000	3,793,600	5,492,000	5,496,000	3,953,600	5,692,000	5,696,000	4,113,600
5,296,000	5,300,000	3,796,800	5,496,000	5,500,000	3,956,800	5,696,000	5,700,000	4,116,800
5,300,000	5,304,000	3,800,000	5,500,000	5,504,000	3,960,000	5,700,000	5,704,000	4,120,000
5,304,000	5,308,000	3,803,200	5,504,000	5,508,000	3,963,200	5,704,000	5,708,000	4,123,200
5,308,000	5,312,000	3,806,400	5,508,000	5,512,000	3,966,400	5,708,000	5,712,000	4,126,400
5,312,000	5,316,000	3,809,600	5,512,000	5,516,000	3,969,600	5,712,000	5,716,000	4,129,600
5,316,000	5,320,000	3,812,800	5,516,000	5,520,000	3,972,800	5,716,000	5,720,000	4,132,800
5,320,000	5,324,000	3,816,000	5,520,000	5,524,000	3,976,000	5,720,000	5,724,000	4,136,000
5,324,000	5,328,000	3,819,200	5,524,000	5,528,000	3,979,200	5,724,000	5,728,000	4,139,200
5,328,000	5,332,000	3,822,400	5,528,000	5,532,000	3,982,400	5,728,000	5,732,000	4,142,400
5,332,000	5,336,000	3,825,600	5,532,000	5,536,000	3,985,600	5,732,000	5,736,000	4,145,600
5,336,000	5,340,000	3,828,800	5,536,000	5,540,000	3,988,800	5,736,000	5,740,000	4,148,800
5,340,000	5,344,000	3,832,000	5,540,000	5,544,000	3,992,000	5,740,000	5,744,000	4,152,000
5,344,000	5,348,000	3,835,200	5,544,000	5,548,000	3,995,200	5,744,000	5,748,000	4,155,200
5,348,000	5,352,000	3,838,400	5,548,000	5,552,000	3,998,400	5,748,000	5,752,000	4,158,400
5,352,000	5,356,000	3,841,600	5,552,000	5,556,000	4,001,600	5,752,000	5,756,000	4,161,600
5,356,000	5,360,000	3,844,800	5,556,000	5,560,000	4,004,800	5,756,000	5,760,000	4,164,800
5,360,000	5,364,000	3,848,000	5,560,000	5,564,000	4,008,000	5,760,000	5,764,000	4,168,000
5,364,000	5,368,000	3,851,200	5,564,000	5,568,000	4,011,200	5,764,000	5,768,000	4,171,200
5,368,000	5,372,000	3,854,400	5,568,000	5,572,000	4,014,400	5,768,000	5,772,000	4,174,400

(10)

給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額	給与等の収入 金額の合計額		給与所得 の金額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,772,000	5,776,000	4,177,600	5,972,000	5,976,000	4,337,600	6,172,000	6,176,000	4,497,600
5,776,000	5,780,000	4,180,800	5,976,000	5,980,000	4,340,800	6,176,000	6,180,000	4,500,800
5,780,000	5,784,000	4,184,000	5,980,000	5,984,000	4,344,000	6,180,000	6,184,000	4,504,000
5,784,000	5,788,000	4,187,200	5,984,000	5,988,000	4,347,200	6,184,000	6,188,000	4,507,200
5,788,000	5,792,000	4,190,400	5,988,000	5,992,000	4,350,400	6,188,000	6,192,000	4,510,400
5,792,000	5,796,000	4,193,600	5,992,000	5,996,000	4,353,600	6,192,000	6,196,000	4,513,600
5,796,000	5,800,000	4,196,800	5,996,000	6,000,000	4,356,800	6,196,000	6,200,000	4,516,800
5,800,000	5,804,000	4,200,000	6,000,000	6,004,000	4,360,000	6,200,000	6,204,000	4,520,000
5,804,000	5,808,000	4,203,200	6,004,000	6,008,000	4,363,200	6,204,000	6,208,000	4,523,200
5,808,000	5,812,000	4,206,400	6,008,000	6,012,000	4,366,400	6,208,000	6,212,000	4,526,400
5,812,000	5,816,000	4,209,600	6,012,000	6,016,000	4,369,600	6,212,000	6,216,000	4,529,600
5,816,000	5,820,000	4,212,800	6,016,000	6,020,000	4,372,800	6,216,000	6,220,000	4,532,800
5,820,000	5,824,000	4,216,000	6,020,000	6,024,000	4,376,000	6,220,000	6,224,000	4,536,000
5,824,000	5,828,000	4,219,200	6,024,000	6,028,000	4,379,200	6,224,000	6,228,000	4,539,200
5,828,000	5,832,000	4,222,400	6,028,000	6,032,000	4,382,400	6,228,000	6,232,000	4,542,400
5,832,000	5,836,000	4,225,600	6,032,000	6,036,000	4,385,600	6,232,000	6,236,000	4,545,600
5,836,000	5,840,000	4,228,800	6,036,000	6,040,000	4,388,800	6,236,000	6,240,000	4,548,800
5,840,000	5,844,000	4,232,000	6,040,000	6,044,000	4,392,000	6,240,000	6,244,000	4,552,000
5,844,000	5,848,000	4,235,200	6,044,000	6,048,000	4,395,200	6,244,000	6,248,000	4,555,200
5,848,000	5,852,000	4,238,400	6,048,000	6,052,000	4,398,400	6,248,000	6,252,000	4,558,400
5,852,000	5,856,000	4,241,600	6,052,000	6,056,000	4,401,600	6,252,000	6,256,000	4,561,600
5,856,000	5,860,000	4,244,800	6,056,000	6,060,000	4,404,800	6,256,000	6,260,000	4,564,800
5,860,000	5,864,000	4,248,000	6,060,000	6,064,000	4,408,000	6,260,000	6,264,000	4,568,000
5,864,000	5,868,000	4,251,200	6,064,000	6,068,000	4,411,200	6,264,000	6,268,000	4,571,200
5,868,000	5,872,000	4,254,400	6,068,000	6,072,000	4,414,400	6,268,000	6,272,000	4,574,400
5,872,000	5,876,000	4,257,600	6,072,000	6,076,000	4,417,600	6,272,000	6,276,000	4,577,600
5,876,000	5,880,000	4,260,800	6,076,000	6,080,000	4,420,800	6,276,000	6,280,000	4,580,800
5,880,000	5,884,000	4,264,000	6,080,000	6,084,000	4,424,000	6,280,000	6,284,000	4,584,000
5,884,000	5,888,000	4,267,200	6,084,000	6,088,000	4,427,200	6,284,000	6,288,000	4,587,200
5,888,000	5,892,000	4,270,400	6,088,000	6,092,000	4,430,400	6,288,000	6,292,000	4,590,400
5,892,000	5,896,000	4,273,600	6,092,000	6,096,000	4,433,600	6,292,000	6,296,000	4,593,600
5,896,000	5,900,000	4,276,800	6,096,000	6,100,000	4,436,800	6,296,000	6,300,000	4,596,800
5,900,000	5,904,000	4,280,000	6,100,000	6,104,000	4,440,000	6,300,000	6,304,000	4,600,000
5,904,000	5,908,000	4,283,200	6,104,000	6,108,000	4,443,200	6,304,000	6,308,000	4,603,200
5,908,000	5,912,000	4,286,400	6,108,000	6,112,000	4,446,400	6,308,000	6,312,000	4,606,400
5,912,000	5,916,000	4,289,600	6,112,000	6,116,000	4,449,600	6,312,000	6,316,000	4,609,600
5,916,000	5,920,000	4,292,800	6,116,000	6,120,000	4,452,800	6,316,000	6,320,000	4,612,800
5,920,000	5,924,000	4,296,000	6,120,000	6,124,000	4,456,000	6,320,000	6,324,000	4,616,000
5,924,000	5,928,000	4,299,200	6,124,000	6,128,000	4,459,200	6,324,000	6,328,000	4,619,200
5,928,000	5,932,000	4,302,400	6,128,000	6,132,000	4,462,400	6,328,000	6,332,000	4,622,400
5,932,000	5,936,000	4,305,600	6,132,000	6,136,000	4,465,600	6,332,000	6,336,000	4,625,600
5,936,000	5,940,000	4,308,800	6,136,000	6,140,000	4,468,800	6,336,000	6,340,000	4,628,800
5,940,000	5,944,000	4,312,000	6,140,000	6,144,000	4,472,000	6,340,000	6,344,000	4,632,000
5,944,000	5,948,000	4,315,200	6,144,000	6,148,000	4,475,200	6,344,000	6,348,000	4,635,200
5,948,000	5,952,000	4,318,400	6,148,000	6,152,000	4,478,400	6,348,000	6,352,000	4,638,400
5,952,000	5,956,000	4,321,600	6,152,000	6,156,000	4,481,600	6,352,000	6,356,000	4,641,600
5,956,000	5,960,000	4,324,800	6,156,000	6,160,000	4,484,800	6,356,000	6,360,000	4,644,800
5,960,000	5,964,000	4,328,000	6,160,000	6,164,000	4,488,000	6,360,000	6,364,000	4,648,000
5,964,000	5,968,000	4,331,200	6,164,000	6,168,000	4,491,200	6,364,000	6,368,000	4,651,200
5,968,000	5,972,000	4,334,400	6,168,000	6,172,000	4,494,400	6,368,000	6,372,000	4,654,400

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,372,000	6,376,000	4,657,600	6,472,000	6,476,000	4,737,600	6,572,000	6,576,000	4,817,600
6,376,000	6,380,000	4,660,800	6,476,000	6,480,000	4,740,800	6,576,000	6,580,000	4,820,800
6,380,000	6,384,000	4,664,000	6,480,000	6,484,000	4,744,000	6,580,000	6,584,000	4,824,000
6,384,000	6,388,000	4,667,200	6,484,000	6,488,000	4,747,200	6,584,000	6,588,000	4,827,200
6,388,000	6,392,000	4,670,400	6,488,000	6,492,000	4,750,400	6,588,000	6,592,000	4,830,400
6,392,000	6,396,000	4,673,600	6,492,000	6,496,000	4,753,600	6,592,000	6,596,000	4,833,600
6,396,000	6,400,000	4,676,800	6,496,000	6,500,000	4,756,800	6,596,000	6,600,000	4,836,800
6,400,000	6,404,000	4,680,000	6,500,000	6,504,000	4,760,000	6,600,000 8,500,000		給与等の金額に90%を乗じて算出した金額から1,100,000円を控除した金額
6,404,000	6,408,000	4,683,200	6,504,000	6,508,000	4,763,200			
6,408,000	6,412,000	4,686,400	6,508,000	6,512,000	4,766,400			
6,412,000	6,416,000	4,689,600	6,512,000	6,516,000	4,769,600			
6,416,000	6,420,000	4,692,800	6,516,000	6,520,000	4,772,800			
6,420,000	6,424,000	4,696,000	6,520,000	6,524,000	4,776,000	8,500,000 円以上		給与等の金額から1,950,000円を控除した金額(上限)
6,424,000	6,428,000	4,699,200	6,524,000	6,528,000	4,779,200			
6,428,000	6,432,000	4,702,400	6,528,000	6,532,000	4,782,400			
6,432,000	6,436,000	4,705,600	6,532,000	6,536,000	4,785,600			
6,436,000	6,440,000	4,708,800	6,536,000	6,540,000	4,788,800			
6,440,000	6,444,000	4,712,000	6,540,000	6,544,000	4,792,000			
6,444,000	6,448,000	4,715,200	6,544,000	6,548,000	4,795,200			
6,448,000	6,452,000	4,718,400	6,548,000	6,552,000	4,798,400			
6,452,000	6,456,000	4,721,600	6,552,000	6,556,000	4,801,600			
6,456,000	6,460,000	4,724,800	6,556,000	6,560,000	4,804,800			
6,460,000	6,464,000	4,728,000	6,560,000	6,564,000	4,808,000			
6,464,000	6,468,000	4,731,200	6,564,000	6,568,000	4,811,200			
6,468,000	6,472,000	4,734,400	6,568,000	6,572,000	4,814,400			

○ 上の表は、給与等の収入金額の合計額に対する給与所得の金額を求めるためのものである。

○ 給与所得の金額の求め方……その年の給与等の収入金額の合計額を上記の「給与等の収入金額の合計額」欄に当てはめ、その当てはまる行の右側の「給与所得の金額」欄に記載されている金額が求める所得金額である。

給与所得控除額の速算表

給与等の収入金額の合計額 (A)		給与所得控除額
1,800,000 円以下		(A) × 40% - 100,000 円 (計算額が55万円未満のときは55万円)
1,800,000 円超	3,600,000 円以下	(A) × 30% + 80,000 円
3,600,000 円超	6,600,000 円以下	(A) × 20% + 440,000 円
6,600,000 円超	8,500,000 円以下	(A) × 10% + 1,100,000 円
8,500,000 円超		1,950,000 円 (上限)

※ 給与等の収入金額の合計額が660万円未満の者の給与所得控除額は、上の速算表によらないで、4ページから12ページまでの「簡易給与所得表」を利用して求める。

この場合の給与所得控除額は次の算式により求める。

$$\left(\begin{array}{l} \text{簡易給与所得表のその年の} \\ \text{「給与等の収入金額の合計額」} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{簡易給与所得表の「給与等の収入金額の} \\ \text{合計額」に応ずる右側の「給与所得の金額」} \end{array} \right)$$

給与所得者の特定支出控除の特例

特例による 給与所得の金額	給与等の収入 金額の合計額	給与所得 控除額	特定支出 の合計額	給与所得控除額 × 1/2

※ 特定支出控除の対象となる「特定支出」とは、①通勤費、②職務上の旅費、③転勤に伴う転居費用、④職務上必要な研修費及び弁護士、公認会計士、税理士等の人の資格取得費、⑤単身赴任者の帰宅旅費、⑥職務上必要な図書等及び衣服の購入費用並びに職務上関係のある者との交際接待費等（65万円を限度）で、一定の要件に当てはまる支出をいう。なお、原則として一定の明細書、証明書、領収書等の添付が必要

所得金額調整控除の特例

給与所得を有する者が次の(1)又は(2)に該当する場合は、それぞれ次の算式により計算した金額（所得金額調整控除額）を、総所得金額を計算する際に、給与所得の金額から控除する。

(1) 給与所得がある者

給与等の収入金額が850万円を超える者が、①特別障害者である者、②年齢23歳未満の扶養親族を有する者、③特別障害者である同一生計配偶者を有する者、④特別障害者である扶養親族を有する者のいずれかに該当する場合には、次の算式により計算した金額を、総所得金額を計算する際に、給与所得の金額から控除する。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{給与等の収入金額} \\ \left(\begin{array}{l} 1,000\text{万円超の場合は} \\ 1,000\text{万円} \end{array} \right) - 850\text{万円} \end{array} \right\} \times 10\% = \text{所得金額調整控除額}$$

※ 公的年金等に係る雑所得の金額がある場合で、次の(2)の要件にも当てはまるときは、さらに次の(2)算式で計算した所得金額調整控除額を、その年分の給与所得の金額から控除する。

(2) 給与所得と公的年金等の所得がある者

給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある者で、その合計金額が10万円を超えるものについては、次の算式により計算した残額を、総所得金額を計算する際に、給与所得の金額から控除する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{給与所得控除後の給与等の金額} \\ (10\text{万円を超えるときは、}10\text{万円}) \end{array} + \begin{array}{l} \text{公的年金等に係る雑所得の金額} \\ (10\text{万円を超えるときは、}10\text{万円}) \end{array} \right) - 10\text{万円} = \text{所得金額調整控除額} \\ \text{(マイナスの場合は、0円)}$$

公的年金等に係る雑所得の速算表

			公的年金等以外の所得金額の合計額（繰越損失控除前）		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公的年金等の収入金額の合計額（A）	昭和（年齢32に達した日）以後（年齢65未満）	130万円以下	A - 60万円	A - 50万円	A - 40万円
		130万円超 410万円以下	A × 75% - 27.5万円	A × 75% - 17.5万円	A × 75% - 7.5万円
		410万円超 770万円以下	A × 85% - 68.5万円	A × 85% - 58.5万円	A × 85% - 48.5万円
		770万円超 1,000万円以下	A × 95% - 145.5万円	A × 95% - 135.5万円	A × 95% - 125.5万円
		1,000万円超	A - 195.5万円	A - 185.5万円	A - 175.5万円
	昭和（年齢32に達した日）以前（年齢65以上）	330万円以下	A - 110万円	A - 100万円	A - 90万円
		330万円超 410万円以下	A × 75% - 27.5万円	A × 75% - 17.5万円	A × 75% - 7.5万円
		410万円超 770万円以下	A × 85% - 68.5万円	A × 85% - 58.5万円	A × 85% - 48.5万円
		770万円超 1,000万円以下	A × 95% - 145.5万円	A × 95% - 135.5万円	A × 95% - 125.5万円
		1,000万円超	A - 195.5万円	A - 185.5万円	A - 175.5万円

※ 公的年金等には、外国の法令に基づく共済制度で我が国の退職共済年金に類するものを含む。

※ 公的年金等の収入（原則として、源泉徴収の対象となるものに限る。）の合計が400万円以下の者でその他の所得が20万円以下の者は所得税の申告をしないことを選択できる。

※ 課税されない年金には、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金、障害厚生年金、遺族厚生年金、障害共済年金、遺族共済年金、増額恩給（併給される普通恩給を含む。）、遺族恩給、遺族企業年金、その他心身の障害に起因する年金などがある。

譲渡所得等の特別控除額

総合課税の譲渡所得		50万円（譲渡益の合計額が50万円に満たない場合はその合計額） ※ 特別控除額は短期の譲渡益→長期の譲渡益の順に控除する。
分離課税の譲渡所得	短期・長期	※ 譲渡所得等については次の特別控除の特例がある。 ① 収用などの場合の5,000万円控除の特例 ② 居住用財産（被相続人の居住用財産を含む。）を譲渡した場合の3,000万円控除の特例 ③ 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円控除の特例 ④ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円控除の特例 ⑤ 特定期間に取得をした土地等（平成21年、22年に取得した土地等）を譲渡した場合の長期譲渡所得の1,000万円控除の特例 ⑥ 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円控除の特例 ⑦ 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の100万円控除の特例 ※ 上記の①から⑦まで順に行い、特別控除額の合計額が5,000万円を超えときは、5,000万円を限度
山林所得		50万円 総収入金額から必要経費を控除した残額が50万円に満たない場合はその残額 ※ 森林法による「森林計画特別控除」(措法30の2)の適用のある場合がある。
一時所得		50万円 総収入金額からその収入を得るために支出した金額を控除した残額が50万円に満たない場合はその残額

事業専従者控除額等

事業専従者控除額	次の①と②とのいずれか少ない方の金額 ① 50万円（配偶者は86万円） ② $\frac{\text{事業所得} + \text{不動産所得} + \text{山林所得}}{\text{事業専従者の数} + 1}$	※ 事業専従者とは、15歳以上（平成19年1月1日以前生まれ）の親族で事業に専従する者（青色事業専従者を含まない。）
青色申告特別控除額	次の①と②とのいずれか少ない方の金額 ① 10万円（特定の青色事業者は、55万円。特定の青色事業者のうち特別の青色申告者は、65万円） ② 「不動産所得＋事業所得＋山林所得」。(特定の青色事業者は「不動産所得＋事業所得」) ※ 上記の「事業所得」には、社会保険診療報酬の特例の適用を受けた所得は含まれない。 ※ 控除額は、次の順に控除する。 不動産所得→事業所得→山林所得 ※ 特定の青色事業者とは、不動産所得又は事業所得を生ずべき事業を営む青色申告者（青色小規模事業者を除く。）で正規の簿記に基づき損益計算書及び貸借対照表を作成して申告をする者をいう。 ※ 特別の青色申告者とは、特定の青色事業者のうち次のいずれかの要件を満たす者をいう。 イ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書等の提出を、その提出期限までにe-Tax（国税電子申告・納税システム）を使用して行うこと。 ロ その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存等を行っていること。	

財産債務調書及び国外財産調書の提出要件

財産債務調書	以下の①及び②の要件のいずれにも該当する者 ① 確定申告が必要な者等で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額が2千万円を超える。 ② その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出時課税制度の対象財産（有価証券等並びに未決済信用取引等及び未決済デリバティブ取引に係る権利をいう。）を有する。
国外財産調書	居住者（非永住者を除く。）で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する者 ※ 相続開始年の12月31日において有するその相続等により取得した国外財産の記載を省略でき、その場合その国外財産の価額を除外して提出要件を判定する（財産債務調書についても同じ。）。

源泉徴収票等の添付書類

以下の書類については、確定申告書等には添付を要しない(e-Taxの場合も同様)。

- ① 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ② オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ③ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ④ 上場株式配当等の支払通知書
- ⑤ 特定口座年間取引報告書
- ⑥ 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
- ⑦ 特定割引債の償還金の支払通知書
- ⑧ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例における相続税額等を記載した書類

配当所得等に係る所得税の確定申告の有無別の課税態様

上場株式等		確定申告をする場合		確定申告をしない場合
		総合課税を選択	申告分離課税を選択	
適用税率		所得税：累進税率 住民税：10%	所得税：15% 住民税：5%	源泉徴収のみ
配当控除		あり	なし	なし
上場株式等に係る譲渡損失との損益通算		できない	できる	できない

- ※ 上場株式等の配当等については、所得税15%（復興特別所得税と合せて15.315%）、住民税5%の源泉徴収がされる。
 ※ 上記の上場株式等には、配当金の支払基準日において内国法人の発行済株式数の3%以上を保有する個人株主のその内国法人に係る上場株式等は含まれず、下記の非上場株式等に含まれる。

非上場株式等		確定申告（総合課税）をする場合		確定申告をしない場合	
		所得税	住民税	所得税	住民税
少額配当 （1回の場合は 年10万円以下）		累進税率	10%	源泉徴収のみ	総合課税 10%
上記以外		累進税率	10%	（要申告）	

- ※ 所得税については20%（復興特別所得税と合せて20.42%）源泉徴収されるが、住民税は源泉徴収されないため、少額配当であるか否かにかかわらず、住民税においては申告が必要であり、他の所得と総合課税される。
 ※ 確定申告をする場合は、配当控除の適用があるが、株式等に係る譲渡損失との損益通算はできない。

上場株式等に係る配当所得等の申告不要（住民税）

上場株式等に係る配当所得等は、5%の税率で源泉徴収され、原則として申告をしないことができる。ただし、上場株式等に係る譲渡所得等の金額と損益を相殺するために、申告することもできる。

- ① 申告しない場合（住民税）
5%の源泉徴収で課税が終了し、扶養控除等の適否を判定する所得金額の合計額には算入されない。また、国民健康保険料の所得割の算定基礎となる所得金額の合計額にも算入されない。
 - ② 申告する場合（住民税）
源泉徴収された税額は、所得割額から控除される。控除しきれなかった金額（控除不足額）がある場合には、均等割額に充当し、それでも充当しきれなかった金額は還付される。
申告する場合、扶養控除等の適否を判定する所得金額の合計額に算入される。これにより、扶養判定、国民健康保険料、各種給付判定に影響が出る場合がある。
- ※ 住民税を所得税と異なる課税方式により申告する場合の注意点
- (1) 住民税の納税通知書が送達される日までに、所得税の確定申告書とは別に、住民税の申告書を提出することにより、所得税とは異なる課税方法（申告不要・総合課税・申告分離課税）を選択することができる。住民税申告書記載の詳細については、各自治体に確認する必要がある。
なお、上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の全部について申告不要を選択する場合は、原則として、所得税の確定申告書に附記事項を記載することにより、住民税申告書の提出は要しない。
 - (2) 上場株式等に係る配当所得等について、所得税で総合課税を選択した場合でも、住民税は申告不要（又は申告分離課税）を選択することにより、住民税の増加を回避することができる。
 - (3) 国民健康保険（介護分を含む）、介護保険（65歳以上の第1号被保険者）、後期高齢者医療の各制度の社会保険料は、主に、住民税における所得金額をもとに決定される。
このため、上場株式等に係る譲渡所得等、配当所得等について、申告分離課税により損益通算や繰越控除の適用を受けると、社会保険料が増加する現象が生じるが、住民税は申告不要を選択することで社会保険料の増加を回避することができる。
なお、社会保険料の算出方法は、各自治体により異なるので、確認が必要である。

適用を受けようとする年の3月15日までに提出を要する申請書等

- (1) 青色申告承認申請書（新規開業は開業日から2月以内）
- (2) 青色専従者の給与に関する届出書（年の中途従事は従事開始日から2月以内）
- (3) 小規模青色事業者の現金主義記帳によることの届出書（新規開業は開業日から2月以内）
- (4) 小規模青色事業者の現金主義記帳のとりやめの届出書
- (5) 減価償却資産の償却方法・棚卸資産の評価方法の変更承認申請書

所得控除額

※ 「所得金額の合計額」とは、総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

※ 所得控除の添付書類は e-Tax 申告者は添付の必要なし。

所得控除額	雑損控除額	次の①と②とのいずれか多い方の金額 ① (損害金額－保険金等で補てんされる金額)－ $\left[\frac{\text{所得金額の合計額}}{\text{(繰越損失控除後)}} \times 10\% \right]$ ② $\left[\frac{\text{災害関連支出金額}}{\text{－ 災害関連支出金額につき補てんされる保険金等の金額}} \right] - 5 \text{ 万円}$ 〔添付書類〕 災害関連支出の領収証、資産の損害額の明細書	
	医療費控除額	① $\left[\frac{\text{支払った医療費の額}}{\text{－ 保険金等で補てんされる金額}} \right] - \left[\frac{10 \text{ 万円と「所得金額の合計額(繰越損失控除後)の } 5\% \text{」とのいずれか少ない方の金額}}{\text{(控除額 最高 } 200 \text{ 万円)}} \right]$ ② $\left[\frac{\text{セルフメディケーション税制による医療費控除額(①の医療費控除との選択適用)}}{\text{＝ 支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額}} \right] - \left[\frac{\text{保険金などで補てんされる金額}}{\text{－ 12,000 円}} \right]$ (控除額 最高 88,000 円) 〔添付書類〕 医療費控除の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書を記載して添付する必要がある。ただし、領収書等は自らが5年間保存	
	社会保険料控除額	支払った又は給与や公的年金から差し引かれる社会保険料の合計額 〔添付書類〕 国民年金の支払保険料の証明書又は領収証。ただし、年末調整で給与から控除を受けたものは添付の必要なし	
	小規模企業共済等掛金控除額	支払った小規模企業共済掛金と確定拠出年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金との合計額 〔添付書類〕 支払掛金の証明書。ただし、年末調整で給与から控除を受けたものは添付の必要なし	
	生命保険料控除額	次の①と②と③の合計額(最高12万円) ① 一般の生命保険料控除(一般の旧生命保険料・新生命保険料の控除) …「イ」の金額(最高5万円)と「イ」と「ロ」の合計額(最高4万円)とのいずれか多い方の金額 ② 個人年金保険料控除(旧個人年金保険料・新個人年金保険料の控除) …「イ」の金額(最高5万円)と「イ」と「ロ」の合計額(最高4万円)とのいずれか多い方の金額 ③ 介護医療保険料控除…「ロ」の金額(最高4万円) 支払保険料が平成23年12月31日以前の旧契約に係る旧保険料である場合 (イ) 支払った旧保険料(剰余金など差引後の金額)を一般の旧生命保険料と旧個人年金保険料に区分し、その区分したそれぞれについて次により計算した金額 ① 25,000円以下の場合…支払旧保険料の全額 ② 25,000円超50,000円以下の場合…支払旧保険料×1/2+12,500円 ③ 50,000円超100,000円以下の場合…支払旧保険料×1/4+25,000円 ④ 100,000円超の場合…50,000円 支払保険料が平成24年1月1日以後の新契約に係る新保険料である場合 (ロ) 支払った新保険料(剰余金など差引後の金額)を一般の新生命保険料と新個人年金保険料と介護医療保険料に区分し、その区分したそれぞれについて次により計算した金額 ① 20,000円以下の場合…支払新保険料の全額 ② 20,000円超40,000円以下の場合…支払新保険料×1/2+10,000円 ③ 40,000円超80,000円以下の場合…支払新保険料×1/4+20,000円 ④ 80,000円超の場合…40,000円 〔添付書類〕 支払保険料の証明書等。ただし次のものは添付の必要なし (1) 一般の旧生命保険料はその一契約に係る支払保険料(剰余金など差引後の金額)が9,000円以下のもの (2) 年末調整で給与から控除を受けたもの	
	地震保険料控除額	次の①と②の合計額(最高5万円) ① 支払った地震保険料の全額(最高5万円) ② 次の④又は⑤のいずれかに該当する金額 支払旧長期損害保険料(①に該当するものを除く。)の額が、 ④ 10,000円以下の場合 …… 支払保険料の全額 ⑤ 10,000円を超える場合… $\left[\frac{\text{支払損害保険料}}{2} + 5,000 \text{ 円} \right]$ (最高15,000円) ※ 旧長期損害保険料とは……平成18年12月31日以前に締結された保険(共済)の期間が10年以上の損害保険の契約で満期返戻金等を支払う旨の特約がある契約(平成19年1月1日以後契約の変更がないものに限る。)について支払った損害保険料をいう。 〔添付書類〕 支払保険料の証明書等。ただし、年末調整で給与から控除を受けたものは添付の必要なし	

所得控除額	寄附金控除額	「特定寄附金の支出額」と「所得金額の合計額(繰越損失控除後)の40%」とのいずれか少ない方の金額 - 2,000円 ※ 上記算式中の「特定寄附金の支出額」には、新型コロナウイルス感染症等の影響により中止等をした一定の行事の入場料金等払戻請求権を放棄した場合のその放棄をした部分の払戻請求権相当額の合計額(最高20万円)を含む。なお、政党等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除又は公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けることを選択した寄附金は含まれない(22頁参照)。 ※ 確定申告をする必要がない給与所得者等が、5つ以内の自治体に対するふるさと納税をする場合は、確定申告を要せず、寄附した自治体に申請することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けられる(24頁参照)。 (添付書類) (1) 特定寄附金の受領証等 (2) 寄附金先が、次に掲げる法人等である場合の寄附金(指定寄附金を除く。)は、(1)の受領証のほかそれぞれの書類等(①～③はその写し) ① 地方独立行政法人である場合は、設立団体の証明書 ② 私立学校である場合は、所轄庁の証明書 ③ 特定公益信託である場合は、主務大臣の認定証明書 ④ 政治献金である場合は、選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」 ⑤ 一定の行事の入場料金等払戻請求権の放棄である場合は、その行事の主催者から交付を受けた一定の書類						
	障害者控除額	次の区分に応じて求めた金額の合計額 <table><tr><td>一般の障害者</td><td>特別障害者</td><td>同居特別障害者</td></tr><tr><td>1人につき 270,000円</td><td>1人につき 400,000円</td><td>1人につき 750,000円</td></tr></table> ※ 一般の障害者及び特別障害者の範囲(納税者本人を含む。)は所令10参照 ※ 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、納税者又はその納税者と生計を一にする親族のいずれかと同居を常況としている者をいう。同一生計配偶者とは、生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。)で、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が48万円以下の者をいう。 ※ 扶養控除が適用できない者(年齢0歳～15歳の者)についても障害者控除は適用できる。 ※ 納税者が非居住者である配偶者又は扶養親族について適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要である。	一般の障害者	特別障害者	同居特別障害者	1人につき 270,000円	1人につき 400,000円	1人につき 750,000円
	一般の障害者	特別障害者	同居特別障害者					
	1人につき 270,000円	1人につき 400,000円	1人につき 750,000円					
	寡婦控除額	270,000円 ※ 寡婦とは……次のいずれかに掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。 (1) 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、①子以外の扶養親族があること、②所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下であること、③住民票に事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨(例えば、未届の妻・夫)の記載がされていないこと、の要件を満たすもの。 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでないなどの者のうち、①所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下であること、②住民票に事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨(例えば、未届の妻・夫)の記載がされていないこと、の要件を満たすものをいう。						
ひとり親控除額	350,000円 ※ ひとり親とは……現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死が明らかでないなどの者のうち、①所得金額の合計額(繰越損失控除後)が48万円以下の生計を一にする子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除く。)があること、②所得金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下であること、③住民票に事実上婚姻関係と同様の事情にある続柄である旨(例えば、未届の妻・夫)の記載がされていないこと、の要件を満たすものをいう。							
勤労学生控除額	270,000円 ※ 勤労学生とは……学生、生徒などで給与所得等(勤労所得)を有する納税者のうち、所得金額の合計額(繰越損失控除前)が75万円以下で、給与所得等以外の所得金額の合計額が10万円以下の者をいう。 ※ 専修学校・各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける者の場合は、一定の証明書の添付又は提示が必要である。							

所得控除額	配偶者控除額 及び 配偶者特別控除額	納税者及び生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）の所得金額の合計額（繰越損失控除前）に基づき下記の「早見表」で求めた額 ※ 納税者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が1,000万円を超える年については受けることができない。 ※ 控除対象配偶者とは……同一生計配偶者のうち納税者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が1,000万円以下の場合の配偶者をいう。 また、同一生計配偶者とは……生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）で、その者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が48万円以下である者をいう。 ※ 老人控除対象配偶者とは……控除対象配偶者のうち、昭和27年1月1日以前に生まれた者（年齢70歳以上の者）をいう。 ※ 納税者が非居住者である配偶者について適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要である。														
	扶養控除額	次の区分に応じて求めた金額の合計額 <table><tr><td></td><td>(1人につき)</td></tr><tr><td>一般の控除対象扶養親族（年齢16歳以上）（下記以外）</td><td>380,000円</td></tr><tr><td>特定扶養親族（年齢19歳～22歳）</td><td>630,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">老人扶養親族（年齢70歳以上）</td><td>同居老親等以外の者</td><td>480,000円</td></tr><tr><td>同居老親等</td><td>580,000円</td></tr></table> ※ 平成18年1月2日以後生まれの扶養親族（年齢15歳以下）は扶養控除の対象とされない。 ※ 扶養親族とは……生計を一にする親族（配偶者を除く。）、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）及び市町村長から養護を委託された老人のうち、所得金額の合計額（繰越損失控除前）が48万円以下である者（青色事業専従者として給与の支払を受ける者及び白色事業専従者を除く。）をいう。 ※ 控除対象扶養親族とは……扶養親族のうち、平成18年1月1日以前に生まれた者（年齢16歳以上の者）をいう。 ※ 特定扶養親族とは……控除対象扶養親族のうち、平成11年1月2日から平成15年1月1日までの間に生まれた者（年齢19歳以上23歳未満の者）をいう。 ※ 老人扶養親族とは……控除対象扶養親族のうち、昭和27年1月1日以前に生まれた者（年齢70歳以上の者）をいう。 ※ 同居老親等とは……老人扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の直系尊属で、かつ、納税者又はその配偶者との同居を常況としている者をいう。 ※ 納税者が非居住者である扶養親族について適用を受ける場合は、「親族関係書類」及び「送金関係書類」の添付又は提示が必要である。					(1人につき)	一般の控除対象扶養親族（年齢16歳以上）（下記以外）	380,000円	特定扶養親族（年齢19歳～22歳）	630,000円	老人扶養親族（年齢70歳以上）	同居老親等以外の者	480,000円	同居老親等	580,000円
		(1人につき)														
一般の控除対象扶養親族（年齢16歳以上）（下記以外）	380,000円															
特定扶養親族（年齢19歳～22歳）	630,000円															
老人扶養親族（年齢70歳以上）	同居老親等以外の者	480,000円														
	同居老親等	580,000円														
基礎控除額	納税者の所得金額に応じて求めた次の金額 <table><tr><td>所得金額の合計額（繰越損失控除前）</td><td>2,400万円以下</td><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>2,500万円超</td></tr><tr><td>控除額</td><td>480,000円</td><td>320,000円</td><td>160,000円</td><td>0円</td></tr></table>				所得金額の合計額（繰越損失控除前）	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超	控除額	480,000円	320,000円	160,000円	0円		
所得金額の合計額（繰越損失控除前）	2,400万円以下	2,400万円超 2,450万円以下	2,450万円超 2,500万円以下	2,500万円超												
控除額	480,000円	320,000円	160,000円	0円												

配偶者控除額・配偶者特別控除額の早見表

配偶者控除	配偶者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）（48万円以下）	納税者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	老人控除対象配偶者（年齢70歳以上）	48万円	32万円	16万円
	配偶者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）	〈参考〉 配偶者の収入が給与収入の場合		納税者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	48万円超 95万円以下	103万円超 150万円以下	38万円	26万円 13万円
	95万円超 100万円以下	150万円超 155万円以下	36万円	24万円 12万円
	100万円超 105万円以下	155万円超 160万円以下	31万円	21万円 11万円
	105万円超 110万円以下	160万円超 166.8万円未満	26万円	18万円 9万円
	110万円超 115万円以下	166.8万円以上 175.2万円未満	21万円	14万円 7万円
	115万円超 120万円以下	175.2万円以上 183.2万円未満	16万円	11万円 6万円
	120万円超 125万円以下	183.2万円以上 190.4万円未満	11万円	8万円 4万円
	125万円超 130万円以下	190.4万円以上 197.2万円未満	6万円	4万円 2万円
	130万円超 133万円以下	197.2万円以上 201.6万円未満	3万円	2万円 1万円

税 額 控 除 額

税 配 額 当 控 控 除 除 額 額	配 当 控 除 額	1 課税総所得金額が1,000万円以下の場合……次の①～③の合計額 ① (剰余金の配当等に係る配当所得) × 10% ② $\left[\begin{array}{l} \text{証券投資信託の収益の} \\ \text{分配に係る配当所得} \end{array} - \begin{array}{l} \text{一般外貨建等証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る配当所得} \end{array} \right] \times 5\%$ ③ (一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得) × 2.5% 2 課税総所得金額が1,000万円を超える場合……次の(1)又は(2) (1) $\left[\begin{array}{l} \text{課税総所得金額} - \text{証券投資信託の収益の} \\ \text{分配に係る配当所得} \end{array} \right] \leq 1,000 \text{万円}$ のとき……次のイ又はロ イ $\left[\begin{array}{l} \text{課税総所得金額} - \text{一般外貨建等証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る配当所得} \end{array} \right] \leq 1,000 \text{万円}$ のとき……次の①～④の合計額 ① (剰余金の配当等に係る配当所得) × 10% ② $\left[\begin{array}{l} \text{証券投資信託の収益の} \\ \text{分配に係る配当所得} \end{array} - \begin{array}{l} \text{一般外貨建等証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る配当所得} \end{array} \right] \times 5\%$ ③ $\left[\begin{array}{l} \text{一般外貨建等証券投資信託の収益の分配のうち,} \\ \text{(課税総所得金額 - 1,000万円)に相当する部分 (A)} \end{array} \right] \times 1.25\%$ ④ (一般外貨建等証券投資信託の収益の分配のうち, A以外の部分) × 2.5% ロ $\left[\begin{array}{l} \text{課税総所得金額} - \text{一般外貨建等証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る配当所得} \end{array} \right] > 1,000 \text{万円}$ のとき……次の①～④の合計額 ① (剰余金の配当等に係る配当所得) × 10% ② $\left\{ \begin{array}{l} \text{証券投資信託の収益の分配に係る配当所得} \\ \text{一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得} \end{array} \right\} \text{のうち, 課税総所得金額から 1,000万円と 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の合計額を控除した金額に達するまでの部分 (B)} \right\} \times 2.5\%$ ③ $\left\{ \begin{array}{l} \text{証券投資信託の収益の分配に係る配当所得} \\ \text{一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得} \end{array} \right\} \text{のうち, B 以外の部分} \right\} \times 5\%$ ④ (一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得) × 1.25% (2) (1)以外のとき……次の①から④の合計額 ① $\left[\begin{array}{l} \text{剰余金の配当等に係る配当所得のうち, 課税総所得金額} \\ \text{から 1,000万円と証券投資信託の収益の分配に係る配当} \\ \text{所得の合計額を控除した金額に達するまでの部分 (C)} \end{array} \right] \times 5\%$ ② (剰余金の配当等に係る配当所得の金額のうち, C以外の部分) × 10% ③ $\left[\begin{array}{l} \text{証券投資信託の収益の} \\ \text{分配に係る配当所得} \end{array} - \begin{array}{l} \text{一般外貨建等証券投資信託の} \\ \text{収益の分配に係る配当所得} \end{array} \right] \times 2.5\%$ ④ (一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得) × 1.25%
		※ 上記の「課税総所得金額」は、課税総所得金額、分離課税の課税長(短)期譲渡所得金額、分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額をいう。 ※ 上記の「剰余金の配当等」は、剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配(配当控除の対象とならないものを除く。)に、特定株式投資信託の収益の分配を加えたものをいう。 ※ 上記の「証券投資信託」は、公社債投資信託以外の証券投資信託(特定株式投資信託及び配当控除の対象とならないものを除く。)をいう。特定株式投資信託は、「剰余金の配当等」に含めて配当控除の対象となる。 ※ 上記の「一般外貨建等証券投資信託」は、特定外貨建等証券投資信託以外の外貨建等証券投資信託をいう。 ※ 次に掲げるものに係る配当所得は、配当控除の対象とならない。

税 額 控 除 額	配当控除額	①申告分離課税の選択をした配当等、②源泉分離課税の対象となる私募の公社債等運用投資信託の受益権に係る配当等、③申告不要の選択をした配当等、④外国株価指数連動型特定株式投資信託の収益の分配に係る配当等、⑤特定外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当等、⑥外国法人（外国の投資信託を含む）から支払を受ける配当等、⑦特定目的信託（社債的受益権を含む。）に係る配当等、⑧特定目的会社（SPC）から支払を受ける配当等、⑨投資法人から支払を受ける配当等、⑩特定受益証券発行信託の収益の分配に係る配当等、⑪機関投資家私募の法人課税信託から支払を受ける配当等、⑫基金利息						
	分配時調整外国税相当額控除額	その年において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、その収益の分配に係る分配時調整外国税（外国の法令によりその信託財産につき課される税）の額で、その収益の分配に係る所得税の額から控除された金額（その集団投資信託の信託財産について納付した所得税の額）のうちその者が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として計算した一定の金額（分配時調整外国税相当額）をその年分の所得税の額から差し引くことができる。 なお、①特定目的会社の利益の配当、②投資法人の投資口の配当等、③特定目的信託の受益権の剰余金の配当及び④投資信託のうち法人課税信託に該当するものの受益権の剰余金の配当の支払を受ける場合も同様である。 ※ 明細書及び支払者から交付された支払通知書の添付がある場合に限り適用						
	外国税額控除額	その年において納付する外国所得税額があるときは、その年分の所得税の確定申告の際に、その年分の所得税の額から、次の算式によって計算した「控除限度額」を限度として、その外国所得税の額を差し引くことができる。 $\frac{\text{その年分の所得税の額}}{\text{その年分の調整国外所得金額}} \times \text{その年分の調整国外所得金額} = \text{控除限度額}$ ※ 控除限度額に達しなかった外国所得税の額は、原則として翌年分以後3年間に繰り越して控除することができる。 ※ 上記算式中の「調整国外所得金額」とは、純損失又は雑損失の繰越控除を適用しないで計算した場合の国外所得金額をいう。						
	認定住宅の場合	※ 「認定住宅の場合」とは、認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅（これらを「認定住宅」という。）で、その住宅の取得等の対価に含まれる消費税等の税率が10%であるものの取得等をした場合をいう。 (1) 1年目から10年目までの各年分…次の算式により計算した金額 $\frac{\text{住宅借入金等の年末残高の合計額} \times 1\%}{\text{(最高5,000万円)}} = \text{控除額 (最高50万円)} \quad \text{(100円未満の端数切捨て)}$ (2) 11年目から13年目までの各年分…上記(1)の算式により計算した金額と次の算式により計算した金額とのいずれか少ない金額 $\left[\frac{\text{住宅の取得等の対価の額} - \text{当該住宅の取得等の対価の額に含まれる消費税額等}}{\text{(最高5,000万円)}} \right] \times 2\% + 3 = \text{控除額} \quad \text{(100円未満の端数切捨て)}$						
1	住宅借入金等特別控除額	※ 「認定住宅以外の住宅の場合」とは、認定住宅以外の住宅（中古住宅を含む。）で、その住宅の取得等の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%であるものの取得等又は増改築等をした場合をいう。 (1) 1年目から10年目までの各年分…次の算式により計算した金額 $\frac{\text{住宅借入金等の年末残高の合計額} \times 1\%}{\text{(最高4,000万円)}} = \text{控除額 (最高40万円)} \quad \text{(100円未満の端数切捨て)}$ (2) 11年目から13年目までの各年分…上記(1)の算式により計算した金額と次の算式により計算した金額とのいずれか少ない金額 $\left[\frac{\text{住宅の取得等の対価の額又は費用の額} - \text{当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等}}{\text{(最高4,000万円)}} \right] \times 2\% + 3 = \text{控除額} \quad \text{(100円未満の端数切捨て)}$ 【留意事項等】 ※ 上記の住宅の取得等又は増改築等については、次の区分に応じそれぞれ次の期間内に契約が締結されているものに限られる。ただし、この期間以後に契約されたものについては、それぞれ上記(1)の10年の控除額となる。 <table><tr><th>区分</th><th>契約の時期</th></tr><tr><td>住宅の新築</td><td>令和2年10月1日から令和3年9月30日まで</td></tr><tr><td>住宅の取得等又は増改築等</td><td>令和2年12月1日から令和3年11月30日まで</td></tr></table> なお、住宅の床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅についても適用することができる（所得金額の合計額（繰越損失控除前）が1,000万円を超える年分を除く。）。 ※ 新型コロナウイルス感染症等の影響により住宅の入居が遅れた場合や東日本大震災に係る再建住宅の取得、単身赴任の場合などについては、特別な取扱いがある。 ※ この特別控除と土地等の譲渡所得に係る一定の特例との重複適用などとはできない。 【住宅ローン控除等（1から4まで）共通の留意事項等】 ※ 1から4の特別控除額は、令和3年中に居住の用に供した住宅に係るものである。それ以前に居住の用に供したものについては、適用要件や控除額が異なる場合がある。なお、1から4は重複適用できない。 ※ ⑤印の最高額は、住宅の取得等の対価の額及び費用の額並びに改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等が税率10%により課されるべき場合の金額である。 なお、住宅の取得等の対価の額などに含まれる消費税等の税率が10%であるもの以外の住宅である場合にも、住宅借入金等特別控除などの適用対象となる場合がある。 ※ 確定申告書に添付すべき書類は、適用を受ける住宅や工事等によって異なる。	区分	契約の時期	住宅の新築	令和2年10月1日から令和3年9月30日まで	住宅の取得等又は増改築等	令和2年12月1日から令和3年11月30日まで
区分	契約の時期							
住宅の新築	令和2年10月1日から令和3年9月30日まで							
住宅の取得等又は増改築等	令和2年12月1日から令和3年11月30日まで							

税 額 控 除 額	2	● 全控除期間（5年間） $\left[\begin{array}{l} \text{特定増改築等の工事} \\ \text{の費用の額に相当す} \\ \text{る住宅借入金等の年} \\ \text{末残高の合計額(A)} \end{array} \right] \times 2\% + \left[\begin{array}{l} \text{A以外の増改築等の工} \\ \text{事の費用の額に相当す} \\ \text{る住宅借入金等の年} \\ \text{末残高の合計額(B)} \end{array} \right] \times 1\% = \text{控除額}$ (最高250万円㊤) (AとBの合計で最高1,000万円) (最高12万5千円㊤) (100円未満の端数切捨て) 【留意事項等】 ※ 特定増改築等とは、①高齢者等居住改修工事等（バリアフリー改修工事等）、②特定断熱改修工事等（省エネ改修工事等）、③特定多世帯同居改修工事等、④特定耐久性向上改修工事等（特定断熱改修工事等と併せて行うものに限る。）をいう。 ※ この特別控除と土地等の譲渡所得に係る一定の特例との重複適用などとはできない。 ※ ①から④までの共通の留意事項等については、①の該当箇所参照
		● 各種工事等の標準的な費用の額に基づいて、その年分の控除額を計算する。 （住宅耐震改修工事の標準的な費用の額）× 10% = A（100円未満の端数切捨て） （最高250万円㊤） （高齢者等居住改修工事の標準的な費用の額）× 10% = B（100円未満の端数切捨て） （最高200万円㊤） （一般断熱改修工事の標準的な費用の額）× 10% = C（100円未満の端数切捨て） （最高250万円㊤★） （多世帯同居改修工事の標準的な費用の額）× 10% = D（100円未満の端数切捨て） （最高250万円） $\left[\begin{array}{l} \text{住宅耐震改修工事の} \\ \text{標準的な費用の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{耐久性向上改修工事の} \\ \text{標準的な費用の額} \end{array} \right] \times 10\% = E \quad \text{(100円未満の端数切捨て)}$ （最高250万円） $\left[\begin{array}{l} \text{一般断熱改修工事の} \\ \text{標準的な費用の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{耐久性向上改修工事の} \\ \text{標準的な費用の額} \end{array} \right] \times 10\% = F \quad \text{(100円未満の端数切捨て)}$ （最高250万円★） $\left[\begin{array}{l} \text{住宅耐震改修工事の} \\ \text{標準的な費用の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{一般断熱改修工事の} \\ \text{標準的な費用の額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{耐久性向上改修工事の} \\ \text{標準的な費用の額} \end{array} \right] \times 10\% = G$ （最高500万円★） (100円未満の端数切捨て) 【控除額】 ・ A+B+C+D ・ B+D+（E又はF） ・ B+D+G のいずれかの額 ※ 国税庁ホームページの「住宅耐震改修特別控除額・住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」によって計算するのが便利である。 【留意事項等】 ※ ★印の最高額は、一般断熱工事に太陽光発電設置工事を含む場合は、各限度額は100万円を加算したもののとなる。 ※ 標準的な費用の額は、国土交通省の告示において定められている。なお、補助金等の交付を受けている場合は、その額を控除する。 ※ ①から④までの共通の留意事項等については、①の該当箇所参照
		● 認定住宅の取得に当たり講じられた構造及び設備に係る標準的な費用がある場合に、その費用の額に基づいて、その年分の控除額を計算する。その年分において控除しきれない金額は、翌年分の所得税額から控除する。 $\left[\begin{array}{l} \text{認定住宅について講じられた構造} \\ \text{及び設備に係る標準的な費用の額} \end{array} \right] \times 10\% = \text{控除額}$ (最高65万円㊤) (100円未満の端数切捨て) (最高650万円㊤) 【留意事項等】 ※ この特別控除と土地等の譲渡所得に係る一定の特例との重複適用などとはできない。 ※ 標準的な費用の額は、国土交通省の告示において定められている。なお、補助金等の交付を受けている場合は、その額を控除する。 ※ ①から④までの共通の留意事項等については、①の該当箇所参照
	4	認定住宅新築等特別控除額

税 額 控 除 額	政党等寄附金 のみの場合	(政党等寄附金の額(※1, 2) - 2,000円) × 30 %					100円未満の 端数切捨て	
	政 党 等 寄 附 金 と そ の 他 の 特 定 寄 附 金 が ある 場 合	「 政 党 等 寄 附 金 の 額 」 + 「 そ の 他 の 特 定 寄 附 金 の 額 」 (※3)	—	そ の 他 の 特 定 寄 附 金 の 額	—	2,000円 - そ の 他 の 特 定 寄 附 金 の 額 (赤字のときは0)	× 30%	所得税額 (算 出税額)の25 %が限度
	※1 「政党等寄附金」とは、政党又は政治資金団体に対する寄附をいう。なお、この控除は、寄附金控除と重ねて適用することはできない。 ※2 所得金額の合計額(繰越損失控除後)の40%相当額が限度 ※3 「政党等寄附金の額」と「その他の特定寄附金の額」の合計額が所得金額の合計額(繰越損失控除後)の40%相当額を超える場合は、「政党等寄附金の額」は、「所得金額の合計額(繰越損失控除後)の40%相当額からその他の特定寄附金の額を控除した残額」となる。 ① 政党等寄附金特別控除額の計算明細書 (添付書類) ② 選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金(税額)控除のための書類」等 (e-Tax 申告者は②の添付不要)							
認 定 N P O 法 人 等 寄 附 金 特 別 控 除 額	認定NPO法人等寄附金 のみの場合	(認定NPO法人等寄附金の額(※1) - 2,000円) × 40 %					100円未満の 端数切捨て	
	認定NPO法人等寄附金 とその他の 特定寄附金 がある場合	「 認 定 N P O 法 人 等 寄 附 金 の 額 」 + 「 そ の 他 の 特 定 寄 附 金 の 額 」 (※2)	—	そ の 他 の 特 定 寄 附 金 の 額	—	2,000円 - そ の 他 の 特 定 寄 附 金 の 額 (赤字のときは0)	× 40%	所得税額 (算 出税額)の25 %が限度 (※3)
	※1 所得金額の合計額(繰越損失控除後)の40%相当額が限度 ※2 「認定NPO法人等寄附金の額」と「その他の特定寄附金の額」の合計額が所得金額の合計額(繰越損失控除後)の40%相当額を超える場合は、「認定NPO法人等寄附金の額」は、「所得金額の合計額(繰越損失控除後)の40%相当額からその他の特定寄附金の額を控除した残額」となる。 ※3 下記の公益社団法人等寄附金特別控除と併せて適用を受けるときは、「所得税額(算出税額)の25%」の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額を限度とする。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額はこれとは別枠で計算される。 ※4 この控除は、寄附金控除と重ねて適用することはできない。 ① 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書 (添付書類) ② 認定NPO法人等が事業活動に関し受領した旨の記載のある領収証等(住所、氏名記載) (e-Tax 申告者は②の添付不要)							
公 益 社 団 法 人 等 寄 附 金 特 別 控 除 額	公益社団法人等寄附金 のみの場合	(公益社団法人等寄附金の額(※1) - 2,000円) × 40 %					100円未満の 端数切捨て	
	公益社団法人等寄附金 とその他の 特定寄附金 がある場合	「 公 益 社 団 法 人 等 寄 附 金 の 額 」 + 「 そ の 他 の 特 定 寄 附 金 の 額 」 (※2)	—	そ の 他 の 特 定 寄 附 金 の 額	—	2,000円 - そ の 他 の 特 定 寄 附 金 の 額 (赤字のときは0)	× 40%	所得税額 (算 出税額)の25 %が限度
	※1 所得金額の合計額(繰越損失控除後)の40%相当額が限度 ※2 「公益社団法人等寄附金の額」と「その他の特定寄附金の額」の合計額が所得金額の合計額(繰越損失控除後)の40%相当額を超える場合は、「公益社団法人等寄附金の額」は、「所得金額の合計額(繰越損失控除後)の40%相当額からその他の特定寄附金の額を控除した残額」となる。 ※3 「公益社団法人等寄附金の額」には、新型コロナウイルス感染症等の影響により中止等をした一定の行事の入場料金等払戻請求権を放棄した場合のその放棄をした部分の払戻請求権相当額の合計額(最高20万円)を含む。 ※4 この控除は、寄附金控除と重ねて適用することはできない。 ① 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書 ② 一定の要件を満たす公益社団法人、公益財団法人、私立学校(法人)等、社会福祉法人又は更生保護法人がその法人の事業活動に関し受領した旨の記載のある領収証等(住所、氏名記載) ③ その法人の管轄所轄庁等の特例適用法人であることの認定書の写し又は証明書の写し等 ④ 一定の行事の入場料金等払戻請求権の放棄である場合は、その行事の主催者から交付を受けた一定の書類等 (e-Tax 申告者は②、③の添付不要)							

態様別所得控除の適用一覧表

区 分				控除額	内 容	
本 人	通 常			万円 48	基礎控除(最高48万円)	
	一般障害者、寡婦又は 勤労学生に該当する場合			75	基礎控除(最高48万円)+障害者控除、寡婦控除又は勤労学生控除(27万円)	
	特別障害者に該当する場合			88	基礎控除(最高48万円)+特別障害者控除(40万円)	
	ひとり親に該当する場合			83	基礎控除(最高48万円)+ひとり親控除(35万円)	
控除対象配偶者 (※参照)	一 般 〔70歳 未満〕	通 常		38	配偶者控除(最高38万円)	
		一 般 障 害 者		65	配偶者控除(最高38万円)+障害者控除(27万円)	
		特 別 障害者	非 同 居	78	配偶者控除(最高38万円)+特別障害者控除(40万円)	
			同 居	113	配偶者控除(最高38万円)+同居特別障害者控除(75万円)	
	老 人 配 偶 者 〔70歳 以上〕	通 常		48	老人配偶者控除(最高48万円)	
		一 般 障 害 者		75	老人配偶者控除(最高48万円)+障害者控除(27万円)	
		特 別 障害者	非 同 居	88	老人配偶者控除(最高48万円)+特別障害者控除(40万円)	
			同 居	123	老人配偶者控除(最高48万円)+同居特別障害者控除(75万円)	
扶 養 親 族	一 般 の 扶 養 親 族 者 〔0歳～15歳〕 〔16歳～23歳〕 〔23歳～69歳〕	通 常		〔16歳～18歳〕 〔23歳～69歳〕	38	扶養控除(38万円) ※ 0歳～15歳の控除は0円
		一 般 障 害 者	特 別 障害者	非 同 居	27	障害者控除(27万円)
					40	特別障害者控除(40万円)
					75	同居特別障害者控除(75万円)
		一 般 障 害 者	特 別 障害者	同 居	65	扶養控除(38万円)+障害者控除(27万円)
					78	扶養控除(38万円)+特別障害者控除(40万円)
					113	扶養控除(38万円)+同居特別障害者控除(75万円)
		通 常		63	特定扶養控除(63万円)	
	一 般 障 害 者	90		特定扶養控除(63万円)+障害者控除(27万円)		
		特 別 障害者	非 同 居	103	特定扶養控除(63万円)+特別障害者控除(40万円)	
			同 居	138	特定扶養控除(63万円)+同居特別障害者控除(75万円)	
	老 人 扶 養 親 族 〔70歳 以上〕	通 常	同居老親等 以外	48	老人扶養控除(48万円)	
			同居老親等	58	老人扶養控除(48万円)+同居老親等加算(10万円)	
		一 般 障 害 者	同居老親等 以外	75	老人扶養控除(48万円)+障害者控除(27万円)	
			同居老親等	85	老人扶養控除(48万円)+同居老親等加算(10万円)+障害者控除(27万円)	
		特 別 障害者	非 同 居	88	老人扶養控除(48万円)+特別障害者控除(40万円)	
			同 居	123	老人扶養控除(48万円)+同居特別障害者控除(75万円)	
		同居老親等	同居老親等	133	老人扶養控除(48万円)+同居老親等加算(10万円)+同居特別障害者控除(75万円)	

※ 控除対象配偶者に該当しない者の場合でも、一定の要件に該当するときは配偶者特別控除が受けられる(18ページ参照)。

個人の都道府県民税・市区町村民税の所得控除額一覧表（令和4年度以後適用分）

生命保険料控除額	次のイとロとハの合計額（最高7万円）		寡 婦 控 除 額		260,000 円					
	イ 一般の生命保険料控除（一般の旧生命保険料・新生命保険料の控除）…「①の金額（最高35,000円）」と「①と②の合計額（最高28,000円）」とのいずれか多い方の金額		ひとり親控除額		300,000 円					
	ロ 個人年金保険料控除（旧個人年金保険料・新個人年金保険料の控除）…「①の金額（最高35,000円）」と「①と②の合計額（最高28,000円）」とのいずれか多い方の金額		勤 労 学 生 控 除 額		260,000 円					
	ハ 介護医療保険料控除…②の金額（最高28,000円）		扶 控 除 養 額 （各1人につき）	一般の控除対象扶養親族		330,000 円				
	① 支払保険料が旧契約に係る旧保険料の場合 一般の旧生命保険料と旧個人年金保険料の区分ごとに次により計算した金額			特 定 扶 養 親 族		450,000 円				
	⑦ 15,000円以下…支払旧保険料の全額			老人扶養親族	同居老親等以外の者		380,000 円			
	⑧ 15,000円超4万円以下…支払旧保険料×1/2+7,500円				同 居 老 親 等		450,000 円			
	⑨ 4万円超7万円以下…支払旧保険料×1/4+17,500円		配 控 偶 除 者 額	一般の控除対象配偶者		最高 330,000 円				
	⑩ 7万円超…35,000円			老人控除対象配偶者		最高 380,000 円				
	② 支払保険料が新契約に係る新保険料である場合 一般の新生命保険料と新個人年金保険料と介護医療保険料ごとに次により計算した金額		配 控 偶 除 者 額 （特 最 高 別）	（注）下記は、納税者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が900万円以下の場合。900万円、950万円を超える場合は、控除額が異なる。（1,000万円を超える場合は適用不可）						
④ 12,000円以下…支払新保険料の全額		配偶者の前年の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が								
⑤ 12,000円超32,000円以下 …支払新保険料×1/2+6,000円		① 48万円を超え100万円以下……………33万円								
⑥ 32,000円超56,000円以下 …支払新保険料×1/4+14,000円		② 100万円を超え130万円以下 ………38万円－（所得金額の合計額－93万1円）*								
⑦ 56,000円超…28,000円		③ 130万円を超え133万円以下……………3万円								
地震保険料控除額		支払地震保険料× $\frac{1}{2}$ （最高25,000円） ※旧長期損害保険料については、経過措置がある。		基 礎 控 除 額			最高 430,000 円			
障害者控除額 （各1人につき）		一般の障害者							260,000 円	
		特別障害者							300,000 円	
		同居特別障害者		530,000 円						

※ 他の所得控除額（寄附金控除を除く。）の内容は所得税に同じ。

住民税（所得割額）の税率等（令和4年度以後適用分）

住民税の税率 …… 10%（都道府県民税率4%（2%），市区町村民税率6%（8%））		*（ ）内％は 指定都市。
住宅借入金等 特別税額控除	住民税（所得割）の納税者が、所得税で控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額と前年分の課税総所得金額等に5%を乗じた金額（97,500円が限度）とのいずれか少ない金額が住民税から控除される。 ※ 住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等が10%の場合は、課税総所得金額等の7%を乗じた金額（136,500円が限度）となる。	
寄附金 税額 控除	次の①と②の合計額（住民税の所得割額を限度） ① $\left[\begin{array}{l} \text{前年の都道府県・市区町村、住所地の都道府県} \\ \text{の共同基金・日本赤十字社への寄附金と前年の} \\ \text{都道府県・市区町村が指定する特定の公益増進} \\ \text{法人などへの寄附金の合計額（前年の所得金額} \\ \text{の合計額（繰越損失控除後）の30\%を限度）} \end{array} \right] - 2,000円 \times 10\% \left(\begin{array}{l} \text{都道府県 } 4\% (2\%) + \\ \text{市区町村 } 6\% (8\%) \end{array} \right)$ ② $\left[\begin{array}{l} \text{前年の都道府県・市区町村への} \\ \text{寄附金} \end{array} \right] - 2,000円 \times \left[90\% - \left[\begin{array}{l} \text{課税所得に応じて適用} \\ \text{される所得税率として} \\ \text{地方税法に定める率} \end{array} \right] \right] \left(\begin{array}{l} \text{住民税（所得割）} \\ \text{額）の20\% 限度} \end{array} \right)$ ※ 上記②は、「ふるさと納税（特例分）」に係る算式である。算式中の「所得税率」には、復興特別所得税率が含まれる。 ※ 「ふるさと納税（特例分）」の対象となる寄附先自治体は、総務大臣が指定した団体に限られる。 ※ 確定申告の不要な給与所得者等があるさと納税を行った場合で、そのふるさと納税先の自治体が5団体以内であるときは、各ふるさと納税先の自治体に特例の適用に関する申請書を提出すれば、所得税の確定申告をせずに、住民税からふるさと納税の寄附金控除を受けられる。	

確定申告の早見表（令和3年分）

編集 日本税理士会連合会事業本部

発売 日本税理士協同組合連合会

令和3年10月30日発行 価240円（税込）

東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F

TEL 03（5435）0945

FAX 03（5740）0921